

## 平成 29 年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 12 月 12 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 12 月 12 日 午前 8 時 59 分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 付託案件

議案第 62 号 可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 63 号 可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 70 号 指定管理者の指定について

陳情第 5 号 福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現にむけて国に対して意見書提出を求める陳情

#### 事前質疑

1. 公立中学校の制服に関する市の対応について

#### 報告事項

1. 可児市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
2. 可児市いじめ防止基本方針の見直しについて
3. 蘇南中学校校舎大規模改修について
4. 市内公立小・中学校の 2 期制導入について
5. 第 7 期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
6. 可児市介護保険条例の一部改正について
7. 可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（仮称）の制定について
8. 第 5 期可児市障がい者計画の策定について
9. 国民健康保険税条例の一部改正について
10. 第 3 期可児市特定健康診査等実施計画及び第 2 期可児市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定について

#### 協議事項

1. 議会報告会での意見の取り扱いについて
2. 委員会の視察について

### 5. 出席委員（7名）

委員長	伊藤 壽	副委員長	田原理香
委員	亀谷 光	委員	富田牧子
委員	山田喜弘	委員	天羽良明

委 員 出 口 忠 雄

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	籠 橋 義 朗	教育委員会事務局長	長 瀬 治 義
福 祉 部 長	西 田 清 美	こども健康部長	井 上 さよ子
教育総務課長	細 野 雅 央	学校教育課長	三 品 芳 則
福 祉 課 長	大 澤 勇 雄	国保年金課長	高 木 和 博
高齢福祉課長	伊左次 敏 宏	子育て支援課長	尾 関 邦 彦
こども課長	河 地 直 樹	郷土歴史館館長	山 口 功

8. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 書 記	服 部 賢 介	議 会 事 務 局 書 記	山 口 紀 子
------------------	---------	------------------	---------

○委員長（伊藤 壽君） それでは、皆さんおはようございます。

大変寒波が来ているということで、また雪も心配されますが、よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言をされる方は、委員の方も執行部の方も、挙手をして委員長の許可を得てから、マイクのボタンを押して発言をお願いいたします。

初めに、議案第 62 号 可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○郷土歴史館館長（山口 功君） それでは、御説明いたします。

資料番号4の議案説明書の3ページ、議案書では29ページとなりますのでよろしくお願ひいたします。

改正趣旨につきましては、議案説明書にありますとおり、兼山歴史民俗資料館の展示内容につきまして、これまでは兼山の歴史・民俗に関する展示を行ってきたところでございますが、今回、美濃金山城を中心とする可児市の山城に関する展示に変更するということから、名称を戦国山城ミュージアムに改め、機能的には本来の資料館の役割を果たすとともに、観光の振興にも寄与するための位置づけとするものでございます。

議案書の29ページをお願いします。

まず題名につきまして、改正前の「兼山歴史民俗資料館」を「戦国山城ミュージアム」に改めまして、可児市戦国山城ミュージアムの設置及び管理に関する条例といたします。

第1条では、改正趣旨のとおり、「歴史上または芸術上重要な文化財等」の前に「美濃金山城跡を中心とした」を、また「学術及び文化の向上」の後に「並びに観光の振興」を追加するものでございます。また、改正前の「歴史民俗資料館」を「戦国山城ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）」といたしまして、これによりまして第2条以下次ページにわたります各条の「資料館」を「ミュージアム」にそれぞれ改めるものでございます。

第2条では、名称及び位置について、改正後のとおり表形式に改めまして、名称を戦国山城ミュージアムとするものでございます。

30ページの下段になりますが、附則第1条の施行期日につきましては、平成30年6月30日といたします。これは、本年度におきまして耐震改修工事を終えた後、平成30年度当初に文化財・資料等の展示作業を行いまして、リニューアルとしての開館日を施行日とするものでございます。

附則第2条では、可児郷土歴史館条例の共通入場券に関する条文、別表の備考部分でありますが、「兼山歴史民俗資料館」を「戦国山城ミュージアム」に改める一部改正を行うものでございます。

附則第3条では、第2条と同様でありますが、可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に

関する条例の一部を改正するものでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第 62 号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） まず、ミュージアムという名称ですけれど、各地でいろいろミュージアムというのがありますが、このミュージアムという名前をつけるに当たって、かくかくしかじかのものがそろっていればミュージアムですよとか、そういう規定はあるんでしょうか。

○郷土歴史館館長（山口 功君） 名称についてはいろいろ検討させていただきまして、博物館という意味でございませけれども、日本名にするか片仮名にするかという問題でございましたが、隣の観光交流会館、こちらが会館ということでございましたので、観光振興にも資するということも踏まえまして、そのバランス的なものでミュージアムとさせていただいたところでございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、ミュージアムというものに対して、こういうものであるという既定は全然なくて、ミュージアムがふさわしいというふうで名前をつけたということですよ。

○郷土歴史館館長（山口 功君） そのとおりでございまして、基本的に博物館とか資料館、その定義としては特別ございませないので、お願いします。

○委員（富田牧子君） 先ほどの御説明ですと、戦国山城ということで、展示内容も変わってくるというようなお話がありましたけれども、具体的には今とどのように変わるんでしょうか。

○郷土歴史館館長（山口 功君） これからの展示につきましては、美濃金山城の遺物等につきましては、従来どおり展示をいたします。それらを中心に、市内全部で 10 カ所山城がございませますが、最新の研究成果とかそういうものをわかりやすくパネル等に表示いたしまして、各山城や周辺の観光に寄与するためのエントランス施設という意味合いを持っておりますので、イベントとしましては、先日行いました「山城へ行こう」とか、そういう全市的な行事のもとになる施設を目指しております。以上です。

○委員（富田牧子君） 市内 10 カ所の最新の研究成果もあって、それにはやっぱりどうしても説明するというか、ガイドする人間がすごく大事だと思うんですけど、従来の資料館よりもっとそこら辺は手厚くできるのか、専門家がちゃんと入るのか、どうでしょうか。

○郷土歴史館館長（山口 功君） 先ほど申しあげました隣の観光交流会館に、山城協議会の皆さんが委託のほうで入ってみえますが、このミュージアムにつきましても、そのあたりの委託先として、まず受け付けのほう、それから案内のほう、その辺をしっかりと、山城の専門といいますか、市内の中では専門的に動いていただける方をお願いしたいと考えております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方。

○委員（富田牧子君） ここは入館料はどうなっていましたか。

○郷土歴史館館長（山口 功君） こちらは 200 円となっております。団体で 150 円という割り引きとなっております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいでしょうか。

○委員（天羽良明君） 今、多分工事してみえるんだと思うんですけども、山城ミュージアムの中心的な展示になってくると、スペース的に結構とられると思うんですが、従来の兼山の大切なもの、そういったものはほぼ残る形と考えていいですか。

○郷土歴史館館長（山口 功君） まず美濃金山城の関係につきましては、そのまま基本的に残ります。

それから、今の工事で、展示スペース、展示棚の改修等を行いまして、スペース的に広げる形をとっておりますし、それから天羽委員言われるように、昔の兼山に関するいろんな民俗的な資料、これにつきましては、地階といいますか、1階部分にまた山城城下町、それから川湊関係、そういったものもそのまま残すスタンスをとっております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方、お願いいたします。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 62 号 可児市兼山歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 62 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 63 号 可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） よろしくお願いたします。

議案書の 32 ページ、議案説明書では 3 ページの一番下からになります。

制定趣旨につきましては、議案説明書にありますとおり、市営駐車場を設置するため、その管理・運営について定めるものでございます。

この条例につきましては、将来、他の市営駐車場の増設の可能性も踏まえまして、6 月議会で議決いただきました子育て健康プラザの設置及び管理に関する条例とは別に、単独で条例を制定するものでございます。

内容につきましては、議案のほうをごらんください。

主な条文を御説明いたします。

第1条につきましては、設置の目的を定めております。公共施設周辺及び周辺道路の安全かつ円滑な利用環境を確保するため、市営駐車場を設置することとしております。

第2条では、施設の名称と位置を定めております。このプラザでは、東棟1・2階に90台の立体駐車場を設置することとしておりますけれども、名称を可児市子育て健康プラザ駐車場とし、所在地を表示しております。

なお、駐車場所所在地は、現在、土地区画整理事業が行われ、仮換地中でございますので、プラザ同様に旧地番で表示しております。本換地後に変更する予定でございます。

第3条では、駐車場の供用時間を定めております。供用時間は終日としておりますけれども、規則で出入りできる時間を定めることとしており、現在のところプラザの開館時間の前後30分を予定しております。プラザが午前8時半から午後9時まで開館ということになりますので、午前8時から午後9時30分までが出入りできる時間という予定にしております。

第4条では、駐車できる自動車を定めております。二輪を除きまして、一般的な乗用車・軽乗用車であれば駐車可能となっております。なお、二輪車は西棟の南側に設置します駐輪場にとめていただくということとしております。

第5条では、使用料について定めております。別表については後ほど御説明いたします。第2項では使用料は出られるときに納付いただくこと、第3項では納めていただいた使用料は原則還付しないことを規定しております。

第6条では、使用料の減免について規定しております。次のページのほうにかかってまいりますけれども、第1項の1号・2号では緊急を要する場合などに減免できること、また3号では、これ以外に規則で定めるときに減免できるということとしております。

第7条以下につきましては一般的な規定となっておりますけれども、第7条では使用の禁止について、各号にありますように、他の自動車や施設に被害を与えるような場合は使用できないということとしております。

第8条では禁止行為、これも各号にありますように、迷惑を及ぼすと考えられる行為を禁止しております。

第9条では、供用の休止について、第10条では、施設に損害を与えた場合に賠償していただくという損害賠償の義務について、第11条では、駐車場で事故等の被害については市は責を負わないという市の免責について、第12条では、不正な行為により使用料の徴収を免れた者への過料について規定してありまして、徴収を免れた金額の5倍、その額が5万円に満たない場合は5万円とするということで、最低額を5万円というふうに定めております。

最後の第13条では、その他必要な事項については規則で定めるという規則委任について定めております。

次のページ、附則でございますけれども、この条例の施行日につきましては、子育て健康プラザの条例施行日に合わせるということとしております。

なお、子育て健康プラザの開館日につきましては、来年春ということで御説明してまいり

ましたけれども、来年5月に開館することで進めさせていただくことになりました。ゴールデンウィーク前半、4月末に3連休がございますけれども、この3連休で引っ越しを行いまして、5月1日火曜日に先行して事務所開きを行いまして、窓口業務を開始いたします。1日、2日と平日が2日ございますので、その後の5月3日からの4連休で再度調整を行いまして、連休最終日の5月6日日曜日に全館の開館をしたいということで予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後、35ページの別表のほうを御説明いたします。

第5条で定めております使用料の別表でございます。

この駐車場につきましては、プラザ利用者中心の駐車場でございますけれども、周辺のにぎわいづくりにも寄与できるようにということで、一律無料時間を設けることとしており、入場から1時間は無料としております。そして、1時間を超える場合は30分につき100円、1時間当たりですと200円ということにしております。プラザの施設同様に、駐車場の維持費用、ランニングコストと周辺の民間駐車場とのバランスなどを考慮し、設定をいたしております。なお、1時間を超えた場合でも、プラザ利用者につきましては、利用に必要と考えられる一定時間を無料にするという措置を考えております。

また、備考2にありますように、例えば翌日まで駐車してしまった場合なども料金を課金するというので、無用な駐車を防止するようにしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第63号に対する質疑を行います。

○副委員長（田原理香君） 御説明ありがとうございました。

何といたっても、この健康プラザには児童センターも含まれております。当然多くの利用者があると考えられますが、もちろん民間の駐車場もありますが、その辺の対応の仕方については、どういった想定をされていますでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 複合施設ということで、今言われましたように、いろいろな方の御利用があるというふうを考えております。その中でも保健センターの健診の事業などにつきましては、そういった事業のバランスを分散しながら、なるべく一時期に集中しないような形をとりながら調整していきたいというふうを考えております。

○副委員長（田原理香君） ということは、例えば健診があった日、別にこれは児童センターに限らず、ほかのいろんな複合施設のそれぞれのところにおいても、集中しないように、そういった連携、この日は健診をするから、特別な催しをしないでくれとかいうような連携もとられているということなんですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） この施設の運営につきましては、事業調整という組織で各組織の代表で調整するという協議の場を設けることとしておりますので、そういった場の中で、今のようなイベントの調整、大規模なものについては十分調整していきたいというふうに考えています。

○副委員長（田原理香君） 本駐車場で90台、外の民間合わせて、全部で、マックス大体何

台ぐらいが駐車可能だというふうにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 今のところ、この施設としては 90 台ということですので、民間のところを利用してということは考えておりませんが、駅西に分室もございまして、こちらのほうの解体工事を進めば、かなりの台数が確保できるかなというふうには考えておりますので、そういったところと調整しながら進めたいというふうに考えております。

○副委員長（田原理香君） 前回、お母さん方にお話をしたときに、健診に行ったときにこそ、そこでお母さん友達ができて、そのまま長居して、下で御飯を食べようとか、一緒に遊ぼうとか、というような利用をされることが考えられるので、本来は調整をせずに、その中で、ああ、きょうはここの下で何かやっているらしいね、じゃあそこへ寄ってみようとか、このときこそこの健康プラザを知ってもらいたいいい機会、ずうっとおってもらおうと本当にいいと思うので、駐車場はそれこそ 200 台あってもいいような方向で、できるだけこの健康プラザが長居できて、大勢の人が健診だけのためにでも多く来られるような、ちょっとそういう対応をまた考えていただきたいというふうに思います。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 先ほど調整と言いましたのは、本当に大きなものを集中させないという意味での調整ですので、日ごろの、今言われたような健診の後に子育てサロンへ行かれたりとか、児童センター、そしてレストランを利用していただくということは、本来この施設の目的でございますので、先ほど周辺の公共施設、分室の駐車場なども活用しながら運用してまいりたいというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（山田喜弘君） この条例の第 3 条で、入場または出場できる日及び時間は規則で定めるといふことですが、規則で定めるのはこれだけで、ほかに何か定めるものはあるんでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 基本的には、今の部分の定めるといふことで考えております。

○委員（山田喜弘君） そうすると、規則というのはいつできるんですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 規則につきましては、現在も協議を進めておりますので、できるだけ早くつくりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑がある方。

○委員（富田牧子君） ここの使用料ですけど、1 時間を超える場合は 30 分につき 100 円ということなんですよね。だから、時間が経過すれば大変な金額になってくるということで、ほかのところの、例えば市営の駐車場、100 円は取るんですけど、ずっと 100 円とか、そういう形になっているんですけど、ここは違うわけですよね。すごい長時間もしとめていたら、料金がかさんできて、何百円という単位になるということですよ。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 先ほど少し御説明いたしましたけれども、この施設を利用していただく方につきましては、一定時間無料にするような減免の対応をしていきたいとい

うふうには考えております。

○委員（富田牧子君） 一定時間ってどれぐらいですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） そこについては、まだ最終決定しておりませんが、例えば、窓口であるとか相談にお見えになりますと、相談が長時間にわたることがございますので、そうした場合には、その相談時間が終了するまでは無料にするとか、さらにそこから例えばレストランに行かれましたら、レストランでまた1時間追加で無料にするとか、そういう施設の場所によって無料にするような形を考えていきたいというふうには考えております。

○委員（富田牧子君） それから、この施設では、例えば高齢者の人も利用してやりますよね。それで、ボランティアもしてほしいというふうな話もいろいろあったと思うんですね、高齢の人が来てと言ったらおかしいですけど。そういうボランティアに訪れたときは、1時間や2時間では済まないわけですが、そういうこともどこかでちゃんと証明をしていただいたら、そういう方も無料になるということでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） ボランティアという形で御協力いただける方には、当然ですけれども、スタッフでございますので、無料という形で対応したいと思っております。

○副委員長（田原理香君） 今、富田委員がおっしゃったように、ここには児童センターもあるわけで、そうすると、お母さん方からすると長居して、それこそ食べるところもちょうど下にできたので、これはいいということで長居して気軽に行けるということがこの健康プラザの一番いいところだというふうに、私はそう願っているのですが、そうすると、ちょっとやっぱり、それが毎日行こうとすると、毎回毎回駐車するのにお金がかかるというふうになると、ちょっとあそこお金がかかるから、じゃあちょっと無料のところへ行こうかというふうに行ってしまわないかと思うわけです。これから、とにかくその減免がどういうふうになるかわかりませんが、できるだけ、誰の目線かという、やっぱりここに来る人たちが本当に気軽に長居できて、お母さん同士が友達になってつながり合って、あっちにもこっちにも行ってみて、夕方になっちゃった、という利用の仕方も目的の一つであるというようにお考えになって、やはり駐車場の使用料というのをお考えいただけるとありがたいと思います。お願いします。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 今、委員言われたとおりがこの施設の目指すところでございますので、そういった形で負担のないような方向で検討していきたいと思っております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑がある方。

○委員（山田喜弘君） さっきの続きですけど、減免の前2項に掲げるもののほか、規則で定める、それも今質疑があったようなものも規則で決めていくということですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） そのあたりのところも、どこまでを規則に定めるかというところも今ちょっと調整をしておりますので、それも含めて検討してまいりたいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑がある方はございませんか。

○副委員長（田原理香君） ここでこれがいいかどうかということを確認をとるわけなんです

が、じゃあ別表の1時間を超える場合の100円というのは、どういう捉え方をして私どもは判断したらいいですか。それこそ今おっしゃった減免でしっかりとそういったことはカバーしますよということが条件でということになるのでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君）　ここは駅前ということもございますので、このプラザ以外に長時間使われるということもございますので、長時間の目的外のものについては、基本的に民間の駐車場のほうへ行っていただきたいということを考えております。ですので、先ほどの減免ということもありますけれども、やはりある程度無制限というわけにはいきませんので、利用者の方についてもどこかでは線は引くということを発生してまいりますので、そういった面では料金をいただくということは発生してくると思います。

○委員（富田牧子君）　でも、それにしても高いというふうに思うわけですよ。30分で100円ですから、近隣のところは1日とめておって500円とか、それから高いところで600円だったと思うんですけど、ここってちょっととめておけばすぐなって、もちろんそういう人に使ってもらわないようにという意味だと思いますけれど、ちょっと1時間を超える場合で利用料30分で100円というのは、私は高いんじゃないかなというふうに思うんですけど、市営の駐車場という考え方としても。

○子育て支援課長（尾関邦彦君）　この設定の中の考え方の一つといたしまして、民業を圧迫しないというような趣旨もございまして、民間より高くという趣旨も含まれてはおります。

ですので、あそこですといろいろ旅行で行かれるとか、そういったような方は長時間になりますので、民間の駐車場を利用させていただくというような考え方でございます。

○委員長（伊藤 壽君）　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑ないようでございますので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論はないようでございますので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第63号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第70号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（尾関邦彦君）　それでは、議案書の47ページ、議案説明書の5ページを

お願いいたします。

中央児童センターの指定管理者の指定についてお諮りするものでございます。

中央児童センターは、建設中の子育て健康プラザ内に開設するもので、本年6月議会におきまして児童館の設置及び管理に関する条例の改正について議決をいただいたところでございます。

指定管理者は、東京都調布市のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社になります。既に平成28年度から市内の児童センター・児童館の指定管理も行っている事業者でございます。

次に、本日配付いたしました定例会配付資料1に基づき御説明をさせていただきます。

指定管理者を指定する施設、これにつきましては可児市中央児童センターですけれども、可児市子育て健康プラザの1階に開設するもので、延べ床面積は568.41平米ということになっております。

次に、2の選定の経過について御説明いたします。

募集につきましては、公募方式によりまして本年8月14日から9月15日まで行いました。広報紙や市の公式ウェブサイトで周知を行ったところでございます。9月5日に募集説明会のほうを開催しましたところ4者の参加をいただきましたけれども、最終的には2者の応募をいただきました。

10月11日にこの2者を対象としまして指定管理者選定委員会を開催いたしました。この選定委員会は、市長の諮問を受け、指定管理者の候補者を選定するもので、外部の5名の委員により構成されております。審査の結果については、市長のほうに答申され、最終的に市長が事業者を選定するための判断材料とさせていただくものでございます。

選定委員会では、それぞれ30分以内のプレゼンテーションを行った後に審査委員による質疑を行い、採点を行っていただきました。

資料の裏面に採点結果が出ております。

表になっておりますが、表の一番下に合計点が出ております。選定事業者が90.2点、もう一者が82.2点という結果となりました。この選定事業者が委員会の候補者ですけれども、委員会選定候補者のほうがシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社であり、この結果が市長に答申をされました。

この答申を受けまして、最終的にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者とすることが適切であるとの判断を行い、本日お諮りすることになりました。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第70号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 平成28年4月から、他の児童館でこのシダックス大新東ヒューマンサービスが実際に児童館の管理・運営を行っているわけですけれども、今までで、そちらに指定管理を移すときに、いろいろこれもやる、あれもやると、こういうことはやりますという、いろんないわば約束みたいなものがあつたと思うんですね。

それで、実際に4館での実績はどのようなものか、まずお聞きをしたいんですけど。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） これにつきましては、従前行っていた事業を順調に引き継いでいただいて、利用者につきましても前年度並みという形で、6月のときにいろいろ御説明をさせていただきましたけれども、そういった形で順調に引き継いで事業を推進していただいているということ、そして地域とのつながり、地域のいろんな団体との協働した事業などについても順調に進めていただいているというふうな評価をしております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） 順調にやっているとかそういうことじゃなくて、具体的にこういう事業ではこうですということを、もうちょっと詳しく御説明いただけませんか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 具体的にというと、どのあたりまで具体的にお話しすればよろしいでしょうか。

○委員（富田牧子君） 大ざっぱに順調ですじゃなくて、こういう事業もやってもらっているという、実績です。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） この児童館、児童センターにつきましては自由来館ということで、子供の遊びを提供していただくということですので、そういった事業につきましては、引き続き行っていただいております。

また、新たに食に関する事業、食育とそれから健康づくりということで、スポーツ鬼ごっこという事業、そういったものを新たに取り入れるということで進めていただいておりますので、そこにつきましてはスポーツ鬼ごっこの大会も開催するなどやっておりますし、食育については、食育のアドバイザーによる食育の相談会、そういったものを定期的で開催をいただいております。そういったところを自主事業ということで取り組んでいただいているということでございます。

○委員（富田牧子君） じゃあそういうことで、今度新たに中央児童センターとなるわけですから、今度のところは。さらに今までに加えて、何か新しい取り組みとか、そういうのも提案していただきましたでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） ここにつきましては、時間のほうも中高生の居場所づくりということで、夜、午後9時までという時間延長をしておりますので、そういったところでの活動、具体的には新たに、室内でできるプラネタリウムを使った事業も提案をいただいておりますし、運動場、遊技場のほうが広がっておりますので、先ほど話しておりましたスポーツ鬼ごっこの大会とか、そういう場にも使えるということで提案をいただいているところでございます。以上でございます。

○委員（富田牧子君） それから、一番初めにこの子育てプラザの案があったときに、学習室というふうな感じもあったと思うんですね。夜9時までやるということですから、やっぱりそういう部分のところにも力を入れて、今までと違う人の配置、新たな人を配置しますとか、いわゆる指導員、構成員ですよ、昔で言えば。そういうふうな提案はありましたか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 基本的な部分は従前と変わりませんので、特に特色のある

方ということはございませんので、先ほど言いましたように体育のほうの指導をする方、不定期ではございますけれども、これは従前のところでも取り組んでみえましたが、そういった方を配置するという事は予定しております。人数は当然、時間も、開館日も延びますので、ふえておりますけれども、特殊な技能とか資格とかというのを新たにということは予定はされておられません。

○委員（富田牧子君） このシダックスさんの業務内容を見ると、図書館業務というのの中に入っておりますよね。この前、私は広見児童館で使用されていた本は移らないという話は聞いたんですけど、でも図書室に何らかの新しい本を入れていただけるような話も聞きましたので、ぜひ今までの児童館ですと、古い、もう見たくもさわりたくもないというような古い本ばかりで、あれが本当に読書室かと思うようなところでしたけれども、今度新たに新しくなりますので、やっぱりそういうちょっと図書館的な読書指導とか、いろいろそういうこともよくわかっている人をぜひここに置いていただいて、読書の面でもいろいろ何かやっていただけるといいなあと思うんですけど、そんな予定はありますか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 本の取り扱いにつきましては、議会でも答弁させていただきましたけれども、基本的には新しいものを入れていくということで、今あるもので当然使えるものは使わせていただきますけれども、そんな形で進めております。

また、この部屋は広く読書室と、学習室ではなく読書室ということになっておりますので、そういったところでの本の読み聞かせなど、現在も行われておりますけれども、そういったところは当然充実したスペースになりますので、力を入れていただくということについては、うちのほうもお願いをしてみたいと考えております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方。

○副委員長（田原理香君） 先ほど、この裏面に選定委員会の採点結果が載っていますが、8点も違って、ここのシダックスさんになったということがわかりますが、どうでしょう、これ選定委員会があったときに、明らかにもうこのシダックスさんだったという印象だったということなんでしょうか。

もしそうだとすれば、もう一方の方々は特に大きな印象として何が足らなかったというふうにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 選定委員の方に選んでいただきましたので、私どもが評価とかということとはちょっとできないんですけども、この点数の中で点差が多いものですね。これはちょっと満点の点数が違いますので、1点当たりの得点で見ると、得点差が大きい上位の3項目が、ナンバー8と9と6の順になってまいります。ナンバー8とか9は、人員体制や財政基盤の安定性、ナンバー6については施設等の維持管理の内容、効率性及び実現可能性といった点であることですので、運営上の安定性といったところが評価されたのではないかなあというふうには考えております。以上でございます。

○副委員長（田原理香君） わかりました。

先ほどこの中央児童センターというのは、ほかの3館と違うところは、やはり駅前にある、

健康プラザにあるということで、全市から来るというところの児童センターの一つになろうかと思えます。そうすると、ほかとの違いというところは中高生の居場所づくりとか、プラネタリウムはさっきお聞きしたんですが、小さなお子さんを対象として他館と違うところ、全市対象であるがゆえに違うところというのはどういったことがメニューとしてあるんでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） これはまだ決まったことではございませんけれども、この施設の中には3歳までの方を対象とした親子サロンというものもございますし、中に市の出先、保健センターがございますので、そういったところとの連携であるとか、ちょっとその児童センターの中でお母さん方が困ってみえることとか、相談したいようなことも保健センターの保健師なりがすぐに対応できたりとか、そういった複合施設ならではの特徴は生かしていけるのではないかとこのように考えております。

○副委員長（田原理香君） 特にここの健康プラザにある中央児童センターにおいて、シダックスさんにはどのようなことをお願いしているのでしょうか。今までの広見地区の一児童センターとは違うわけですので、それにおいてシダックスさんには言っているのでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 先ほどからお話ししておりますように、こういった複合の施設というところがありますので、そういったところを生かした、連携したということ、そうしたことでまた今言われたように、市内各地からもお見えになるというようなことですので、各地区にある児童センターともまた性格が異なって、客層といいますか、来られる方も幅広くなってまいりますので、そういったところに対応していただきたいということはお願いをしております。

○委員（富田牧子君） 先日の議会報告会でいろんな意見が出た中に、こういうのがあったんですね。児童館で行っていた乳幼児向けサロンが休止になったと。小学校区に1カ所のみの規定で、駅前の子育て健康プラザでは運営できないと言われていた。今までやってきて、今後も続けたいが、よい方法はないかという、そういうふうな御意見なんですけれども、そうすると、先ほど親子サロンとは言われましたけれど、乳幼児向けサロンは休止になっておるといふふうに言われているんですけれども、そこら辺はどうなんですか。今度、これになったら、今までやっておったように新たにできないわけですか、もう。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 今、広見の児童センターで行っていただいているのは、民生児童委員の方々で行っていただいております。6月の運営委員会のほうに私も出席いたしましたときに、その方から新しいところでも引き続きやらせてもらいたいし、やっていきたいというふうなお話をいただきましたので、そこについては、こちらとしては望むところでございますので、行っていただきたいということで、うちのほうとしてはいつでもお受けできるような体制はとっております。

あと、その民生児童委員の中で、ちょっとどのようなお話がされているかというのは存じ上げておりませんが、うちのほうとしては、今言われたように、ぜひやっていただきたいという考えを持っておりますので、そういう方向で考えております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（天羽良明君） 中央児童センターということで、想定する子供の人数は何人ぐらい、収容人数。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 収容人数というか、ちょっとそこまで細かなものは今持ち合わせておりませんが、今の広見児童センターの面積的にも1.6倍ほどになりますので、多くの方に御利用いただけるのではないかというふうに考えております。

○委員（天羽良明君） 今まではそういう、広見なら広見、帷子なら帷子というような形であちこちあるわけですが、今回中央という形なんですけれども、先ほどの説明から想像するに、下恵土の子もいろんな地域の子、一緒という形ですね。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） これまでも広見ということでございましたけれども、広い範囲で来ていただいております。児童センターにつきましては、地区を限定するものではございませんし、特に今度は駅前を中心部ということになりますので、広見だけではなく、今渡や下恵土地区を初めとして多くの方に来ていただけるというふうには考えております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

討論ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第70号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第70号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第5号 福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現にむけて国に対して意見書提出を求める陳情を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて、御意見をお願いいたします。

御意見はございませんか。

○副委員長（田原理香君） 今回のこの陳情書は、福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求めるところの陳情でございました。

今度、保育士のほうにおきまして、子ども・子育て支援のほうにおきましては、消費税のアップによりまして0.7兆円の範囲で実施する事項として、国から質の向上というところにおきまして、3歳児の職員配置を改善すると、20人に1人当たりだったところを15人に1人、また私立幼稚園、保育所、認定こども園などの職員の給与も改善していくということが

うたわれております。

また、介護職員の処遇改善におきましても、それぞれの事業所の体制によりさらに加算がされておるところでございますし、また平成 30 年度におきましては大幅な見直しをするという御説明を聞いております。

そういったことから、ただ、とは言うものの、平成 24 年度がもとだということなのですが、もともとのその職員の方のお給料というのは低いところなんです。そのもともとが低いところで、幾ら加算されたって、本当にこの陳情書の方がおっしゃっているように、根本的な解決にはなっておらんということはあるんですが、ただ、さっき言いましたように、平成 30 年度の見直しがあるということ、それから国としても努力をしているというところから、私どもは注視をしていく中で今後の課題としておくということで今回は聞きおきということで御提案したいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見ある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ほかに御意見ないようですので、それでは陳情第 5 号につきましては、教育福祉委員会は聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。

本日審査をしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

ここで、議事の都合によりまして暫時休憩といたします。関係部課長以外の方は御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

休憩 午前 9 時 52 分

---

再開 午前 9 時 56 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事前質疑、公立中学校の制服に関する市の対応についてを議題といたします。

質問者であります山田喜弘委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） 公正取引委員会が、11 月 29 日、公立中学校における制服の取引実態に関する調査結果を発表しました。それによると、2016 年の平均販売価格で、男子用は 3 万 3,000 円、女子用は 3 万 2,000 円で、2007 年に比べ、ともに 5,000 円上昇しています。

公正取引委員会の提言は、学校が制服を選定する際に、コンペや入札を導入したり、制服を取り扱う販売店の数をふやしたりすることを求めています。

本市の学校ごとの現状、男女別制服の価格、指定店の数と提言を踏まえた対応についてをお伺いいたします。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関しまして執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（三品芳則君） よろしく申し上げます。

まず、男女の制服の価格や指定店の数に関する学校ごとの現状についてお答えをいたします。

男子の制服に関しては、中学校間で違いはありません。また、指定のメーカーもありません。同じデザインでも、価格は2万2,000円から4万9,000円ほどの幅があります。

女子のセーラー服については、学校によってラインやネクタイの色が若干違いますが、こちらも指定のメーカーはありません。価格は2万6,000円から4万8,000円ほどの幅があります。

入学説明会等で紹介する販売店については、学校の指定店としてではなく、制服等の取扱店ということで、保護者の多くが購入に訪れる店舗を紹介しています。5校のうち2校は入学説明会資料に取扱店を示し、残りの3校は口頭で紹介しているそうです。

次に、提言を踏まえた対応についてお答えをします。

御質問にあるように、2016年の制服の平均販売価格が2007年に比べて上昇しているということですが、学校における保護者の動向は、新品のものを購入するばかりではなく、PTA主催のリサイクルバザーや保護者同士の譲り合いのものを利用することで出費を抑えている方々もあるようです。現に、業者への聞き取りの中では、生徒数の減少はあるが、年々新品の購入者は減ってきているということですが、制服の価格に関する保護者からの問い合わせや、困っているというような相談が学校に寄せられることは、ほとんどありません。

また、公正取引委員会による調査報告にあるような、学校に対して期待する取り組みに関しましても、懸念される幾つかの事項に関しては、現在の可児市内の中学校においては全く関与がありませんし、保護者からの問い合わせ等が市教育委員会に寄せられることもありませんので、今後特に新たな対応等をとるということにつきましては、現在のところ考えておりません。

学校における取扱店については、まずは市内の業者を中心に、また地理的な条件も含めながら複数の店舗を紹介しております。また、新たな取扱店の情報が入った場合には保護者に周知するように努力してまいります。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） この件について、質疑はございませんか。

○委員（山田喜弘君） そうすると、確認ですけれども、まず価格のほうの今御紹介いただいた男子2万2,000円から4万9,000円というのは、あくまでもこれは質によって違うという理解でいいんでしょうか。

○学校教育課長（三品芳則君） 制服の生地・素材によって、やっぱり若干の価格差があるようでございます。

○委員（山田喜弘君） あと、保護者のほうから問い合わせは特に来ていないという話でしたけど、よしんば価格交渉を、公正取引委員会が期待しているというふうな話ですけれども、もし価格交渉をすることになった場合は、それは教育委員会がするのか、学校長がするのか、その辺というのは。全く今は検討がないのかもしれないですけども、もしお考えがあれば聞かせたい。

○学校教育課長（三品芳則君） 済みません、今のところ本当に、これまでもそういう対応は全くしてきておりませんので、何とも申し上げようもございませんけれども、もしするとするならば、やっぱり学校として業者・取扱店等に多少なりとも安くならんやろうかというような働きかけはあるかもしれませんけれども、それ以上のことはなかなか難しいとは思いますが、以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はよろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようでございますので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項 1. 可児市子ども・子育て支援事業計画の見直しについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） それでは、教育福祉委員会資料の 3 及び 3-1 と 2 をつけておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、A 4・1 枚の資料 3 のほうでございます。

まず本計画につきましてですが、これは子ども・子育て支援法第 61 条に基づきまして、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間の計画期間として定めているものでございます。

主な内容としましては、(3)にありますように、3 点ございます。1 つ目は、教育・保育事業の見込み量と確保の内容、実施時期。2 点目としまして、地域子ども・子育て事業ということで、括弧の中に 11 事業ございますけれども、これにつきましての見込み量と確保の内容、実施時期につきまして。3 点目は計画の推進体制といったことを定めております。

2 の見直す理由と内容でございますけれども、今回、中間見直しを行う理由ですけれども、平成 29 年 1 月に国から指針が出されまして、幼稚園・保育園の支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数、難しい表現をしておりますけれども、幼稚園・保育園の入園児童数と御理解いただければと思っておりますけれども、この児童数が計画の見込み量と 10% 以上乖離している場合に見直すことという指針が出されました。

本市では、保育事業でゼロ歳児が約 35%、1・2 歳児が約 14% 計画から乖離していることから、見直しを行うものでございます。あわせて、先ほど申しました地域子ども・子育て支援事業 11 事業につきましても見直しを行うというものでございます。

3 の見直しの概要でございますが、別添の資料で御説明をしたいと思っておりますけれども、まず 3-2 の、一番分厚いもの、こちらが現在の計画全体のものになります。可児市子ども・子育て支援事業計画というものになっております。これが全体の事業でございます。

この計画の中から量の見込みと確保の内容を抜き出したものが資料の3-1ということになりますので、こちらを使って御説明をしたいと思います。

この資料ですけれども、最初に事業名と事業の内容、次に、表になってきますけれども、過去の実績、そしてその次に量の見込み、これは需要と確保の内容、供給が表として数値を示しております。ただ、既に計画が平成27年度からスタートしておりますので、見え消しする形で従前の計画がわかるようにこの資料では表示をさせていただいております。また、実績の出ている年度までは、実績値を記載しているという形になります。そして、一番下に今回の見直しについての考え方を、量の見込み、確保の内容、それぞれについて説明をするというような構成で事業ごとに進めております。

では、ポイントとなる事業について御説明をいたします。

次のページをお開きください。

2ページと3ページが保育事業になります。

2ページは3歳から5歳の児童、年少から年長のクラス、3ページがゼロから2歳、未満児のクラスになります。

見直しの考え方、一番下の四角の中ですけれども、まず量の見込みの算出の仕方ですけれども、3歳から5歳につきましては、以前より3割程度の利用率があること、それに微増傾向、それが増加しておりますので、そうした利用率を算定しまして、住民基本台帳人口をもとに算出した児童数の推計値に乗じて掛け合わせて、量の見込みを算出しております。

また、3ページの0～2歳児につきましては、近年の利用率の増加を踏まえながら、3～5歳児の利用率に近づいていくということを見込んで、同様に算出をしております。

その結果の量の見込みと確保の数値ですけれども、2ページの3～5歳児の表になりますけれども、量の見込みは、平成30年度が903人、平成31年度は902人と見込みまして、これに対して確保量としましては、平成29年4月1日時点、平成29年度の実績が865人でありましたが、平成30年度は当初計画の895人の確保予定であったものを905人、平成31年度につきましては938人を確保するという見込んでおります。

また、3ページの0～2歳児の見込み量、これはAの合計になりますけれども、こちらは平成30年度が588人、平成31年度が617人と見込みまして、これに対して確保量は、ちょっと表の下のほうのB合計というところになりますけれども、平成29年度は608人の確保実績ですけれども、平成30年度は577人の計画であったものを662人、平成31年度は663人という確保を見込んでおります。

この確保について、どのように確保していくかということにつきましては、また下の四角の中の下線の部分になりますけれども、3～5歳のところにつきましては、平成30年度にはぐみの森保育園が定員いっぱいの受け入れがかなうということ、そして可児さくら保育園の増築による受け入れ増、平成31年度は公立のめぐみ保育園の増築による受け入れ増が見込めるということによるものです。

また、企業主導型の保育園が平成29年度から平成30年度にかけまして5園ほどオープン

またはオープン見込みでございまして、この企業主導型保育園では、関係の会社員等のお子様だけではなくて、最大定員の半数を地元の子供さんを受け入れていただけるという地域枠というのがございますので、そういった受け入れ人数の加算を加えて、今御説明したような確保の内容を図りたいというふうに考えております。

次に、1枚飛びまして、5ページのほうお願いしたいと思います。

放課後児童健全育成事業、キッズクラブにつきましてです。

こちらの表は、全11校、それぞれの特徴を踏まえた1校ずつのものを集計した合計の表となっております。

大まかな傾向としましては、低学年は利用率が高まっていくということを見込んでおりまして、高学年については平成27年度実績程度の数字を見込んでおります。

確保量については、これも一番下の四角の下線部分になりますけれども、余裕教室の確保が難しい桜ヶ丘、今渡南、土田の各小学校で順次専用施設の整備を行うとともに、既存教室だけでは受け入れが困難な場合には、教育委員会と協議をし、余裕教室の確保や放課後における学校施設の一時的な利用を行うということで確保をしていきたいというふうに考えております。

数値的なものとしましては、上の表になりますけれども、平成31年度の見込み、Aの合計のところですが、946人に対しまして、確保としまして1,053人の確保を見込んでおります。

次の6ページからは、各小学校のキッズクラブのページということになります。

本計画の中では、利用児童の増加を見込む学校が、6ページの今渡北小学校、それから7ページの今渡南小学校、そして8ページの土田小学校、9ページの帷子小学校、そして少し飛びますけれども、15ページの広見小学校でございます。これらの学校につきましては、先ほども御説明しましたように、教育委員会との協議を重ねまして、学校ごとの確保策を立てて、その確保の内容を計画に盛り込んでいるところでございます。

その他の学校の見込み量につきましては、横ばいまたは減少といった傾向ですので、現状の確保策を継続しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それ以外の事業につきましては、ニーズの変化、出生数の減少、社会資源の充実に伴っての変化を反映させた内容となっておりますけれども、大きな見直しという要素はございません。今の保育事業とキッズクラブのところが必要な見直しということになっております。

A4・1枚のほうの資料の裏面のほうに戻っていただきまして、今後のスケジュールということでございますけれども、1月に子ども・子育て会議からの答申をいただき、その後、パブリックコメント、そして3月までに計画を見直して公表したいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） 可児さくら保育園とめぐみ保育園で増築をするということですが、こ

のめぐみ保育園に、この前発表会に行ったんですけど、一体どこのところに増築をされるんでしょうか。

○**子ども課長（河地直樹君）** 増築のほうは、職員室が今プレハブで建っています。あのプレハブを壊して、あの部分に職員室と、あと保育室2部屋をつくる予定に今考えています。

○**委員（富田牧子君）** そうすると、かなり運動場のところも結構いっぱい子供がいると思うんですけど、私は、ちょっと提案と言ったらおかしいんですけど、隣のこども発達支援センターくれよんも本当に子供がふえて、みんなの子供を受け入れられない状態になっているので、あそこら辺をもうちょっと何とかして、例えば「くれよん」に総合会館分室のほうに新しいのを建てていただいて、障がい児をみんな受け入れるようにするとか、そういうふうなことも一緒に一体で考えていただきたいなあというふうに思うんですね。

本当に「くれよん」で毎日療育してもらえない状態が続いていますので、どうしても取り出し療育とか親子療育とかがありますので、できればやっぱり通えるような、もっともっと子供たちが通えて早期に療育ができるような体制をぜひつくっていただきたいので、このめぐみ保育園を増築するのも大事なことです。その場所についてももうちょっと考えていただければなあと、「くれよん」と一体でね、と思いました。

○**委員長（伊藤 壽君）** 意見ということですので。

○**委員（富田牧子君）** 幼稚園の預かり保育と一時預かり事業についてお伺いするんですけど、この幼稚園の預かり保育ですけど、3歳児からしか預かり保育ということはできないんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○**子ども課長（河地直樹君）** 済みません、一時預かりのことで、幼稚園の一時預かりですね。これは、幼稚園のほうは在園児を対象にしていますので、幼稚園に入ってみえる方であれば全て預かりのほうはできるということになっています。

○**委員（富田牧子君）** 一時預かりだけじゃなくて、預かり保育というのも書いてあるので、この預かり保育についてもお願いします。

○**子ども課長（河地直樹君）** ちょっと確認させていただきます。

○**委員（富田牧子君）** もう一つだけ教えてください。

病後児保育がもう一カ所ふえたということでしたが、どこでしたでしょうか。

○**子ども課長（河地直樹君）** 病児保育のほうは、可児さくら保育園がやっていたいていまして、あと小規模の梶の木保育園のほうです。

○**委員長（伊藤 壽君）** ほかに質疑のある方。

○**副委員長（田原理香君）** 先ほどのキッズクラブのところなんですけれども、低学年は年々増加していることはわかりますが、これ、高学年におきましては大幅に少なくなっている。これは、定員が低学年によって満たされたものなのか、この辺の高学年が非常に少なくなっている、このことについてはどのようなことだったんでしょうか。

○**子ども課長（河地直樹君）** もとの計画に対して少なくなっているということによろしいでしょうか。見え消しの。

○副委員長（田原理香君）　そうです、はい。

○こども課長（河地直樹君）　この見え消しのもともとの策定時は、ニーズ調査で保護者からのニーズに基づいて数値を出していますので、実際に申し込みされたのはこれだけということで、調査ですので、利用したい人は、希望はずうっと多かったんですけども、実際に利用する人はこれだけだったということで、数字がこれだけ乖離しているということです。

○こども健康部長（井上さよ子君）　つけ加えますけれども、今、課長が申し上げた調査といいますが、平成 24 年度の早い時期に行っているものですから、長期休暇によるキッズクラブの利用と、それから通年の利用と区分けをしない間いかけをしておりましたので、少し大ざっぱな調査であったという状況が前段にございます。以上でございます。

○副委員長（田原理香君）　ありがとうございます。

別の質問です。

先ほど企業主導型の保育園ということで、先日も教育福祉委員会として視察させていただきました。ありがとうございます。

その中で、今後、何かこれからできますよという見込みということの言葉が使われたと思いますが、どこか今後できるところがあるのでしょうか。

○こども課長（河地直樹君）　今、予定でありますのは、既に開園しているのが 4 園あります。あと、見込みとして、平成 30 年 4 月に 1 カ所、これはもう申請等を出してみえますので、実際の開園時期はまだはっきりしていませんけれども、来年 4 月ごろになるだろうということで、1 園ということで、計 5 園、企業主導型のものが開設されますけれども、それ以外については情報等は入ってきておりません。

○委員長（伊藤 壽君）　ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、質疑もないようですので、この件は終了してもよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項 2. 可児市いじめ防止基本方針の見直しについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長（尾関邦彦君）　それでは、続きまして資料の 4、そして資料の 4-1、4-2、4-3 ということで、本日お配りした資料に基づきまして御説明させていただきたいと思えます。

まず、この可児市いじめ防止基本方針につきましては、いじめ防止対策推進法第 12 条におきまして地方公共団体の努力義務と規定されているもので、当市では平成 26 年 3 月に策定をしたものでございます。

計画の内容につきましては、基本方針についての(2)計画の内容というところにありますように、大きく以下の 3 点、いじめ防止等の対策の基本的な方向、それからいじめ防止からケアまでの具体的な内容、その他対策の具体的な内容と、この 3 本柱で規定をしております。

続きまして、2の見直す理由と内容ということでございますけれども、(1)にありますように、この方針は3年ごとに参考指標の評価を行いまして見直しを実施するというように定めております。本来であれば平成28年度末に行う必要がありましたが、一方でこの方針は国の方針を参酌して策定するというようにしてございまして、(2)にありますように、国の見直し作業が平成28年度に行われまして、平成29年3月に改定がされたということから、これを待っての見直し作業となったため、今年度見直しをすることにいたしましたものでございます。

次に、3の見直しの概要でございますけれども、全体として、今回の見直しにつきましては、これまでの取り組み・活動を大きく変更するようなものではございません。

まず1つ目、先ほど申しました3つの参考指標の評価になります。

資料の4-1ですね、少し細かくて申しわけございませんけれども、表とグラフの出ました可児市いじめ防止基本方針3つの指標についての資料をごらんいただきたいと思います。

まず1つ目の指標としまして、児童・生徒の学校生活における満足度というものでございます。

学級生活満足群などの聞きなれない言葉ですけれども、これは多くの質問の回答を、クラスの居場所という縦軸といじめという横軸、この十字の部分に落とし込みまして、そのグループを群れと表示することから、このような言葉遣いになっております。

それぞれの言葉の説明につきましては、平成26年度の表の下に※印で書いております。これも少し細かくて申しわけございませんけれども、ざっと言いますと、学級生活満足群が増加しまして、残りの3つの要素が減っていくということが、良好と、目指す方向ということで、下の棒グラフを見ていただきますと、小学校・中学校とも学級生活満足群が増加し、他の3つの要素が減少しているということがわかると思います。

次に、1枚はねていただきまして、2つ目の指標ということで、②いじめの経験比率（いじめを受けた、いじめた、いじめを見た児童・生徒の比率）ということになります。

いじめのこの調査結果ですと、小学校につきましては、おおむね全ての減少ということで、中学校につきましては、横ばい、若干上昇という部分もありますけれども、小・中合計いたしますと、平成28年度が最も低い数値ということになっております。

そして3つ目の指標ということで、次のページでございますけれども、③としまして学校のいじめ認知件数とそれに対する解消したと捉えた件数の比率（解消率）でございます。

こちらにつきましては、小学校では、認知率はふえておりますが、解消率については一定の数値をキープしております。中学校では、認知率も減少傾向であり、さらに解消率が大きく伸びているというような結果になっております。

このように、3つのいずれの指標につきましても、おおむね順調に推移しているというふうに判断がされるということでございます。

A4・1枚の資料のほうにちょっと戻っていただきたいと思いますけれども、(2)の国の方針見直しに伴う変更、そしてちょっと裏ページになりますけれども、(3)その他の変更点ということの説明をさせていただきますが、これにつきましては、資料の4-2ですね、A

4の横のものですけれども、これとあわせてごらんいただければというふうに思います。

こちらの表につきましては、左側が現行、右側が修正案というふうに対比する形になっております。

まず国の方針見直しに伴う変更でございますけれども、この資料4-2の3ページをごらんいただければと思います。

これまで国のほうでは、いじめの解消の判断というものについて具体的に述べておりませんでしたけれども、今回、いじめの解消の判断というものが示されました。その関係で、そのことを追記する形です。

3ページの表が2段ある上の段の⑤いじめの解消の判断というところ、こちらのほうで少なくとも次の2つの要件が満たされていることということで、アとしまして、いじめに係る行為がやんでいること、イとしまして、いじめられた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことというようなことが追記されましたので、市の方針にも追記をするということにしております。

もう一点が、教職員向けの校内研修の実施ということで、これについては5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

資料4-2の5ページですけれども、この表の一番下のところですが、「学校いじめ防止基本方針の策定について」の欄のところですが、ここで、従前は、国のほうとしましては、回数等の具体的な記載はございませんでしたが、今回、年に複数回取り組むように促すというふうに定められました。市では、既に現行のところでも年1回以上というふうにしておりましたので、これを年に複数回に変更をしております。実際には、既に複数回以上各学校で行っていただいておりますという現状でございます。

その他の変更としまして、同じく資料の一番最初の1ページのほうに戻っていただきますと、資料4-2の1ページですけれども、表が2段ございますけれども、その2段目のところのいじめの早期発見のイのところですね、特にいじめが発生しやすい場面、現行では発生しやすい場面として、小学校の集団登下校、中学校においては部活動であるというふうにしておりましたが、これは決していじめが発生しやすいということではございませんで、いじめが把握しづらい場面ということでございますので、そのように修正をしております。

その他の下線の部分、用語解説も含めまして、また県の指針との整合性も確認した上で文章表現などを修正したというのが今回の見直しでございます。

以上のように、最初にお話ししましたように、全体として大きな見直しということにはなっておりません。

A4の資料のほうに戻っていただきまして、裏面の今後のスケジュールということでございますけれども、年が明けまして1月にパブリックコメントを行いまして、3月に基本方針の公表を行いたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、質疑に移ります。

質疑ございませんか。

○委員（富田牧子君） 国からいろいろ出されたとはいえ、可児市のほうが進んでいるわけですよね。実際は可児市でやっているの、よっぽどだから進んでいるわけで、例えばそんな1回以上と書いてあるのを、わざわざ複数回に直すとか、こういうことってやる必要があるのかなあというふうに思うことが1点と、それから特にいじめが発生しやすい場面ということで、今まで規定していて、ここはやっぱりいじめが発生しやすいと言っているのに、今度の修正案では、ここは把握しづらいんだよと言っているということは、それってちょっとおかしいんじゃないのって。発生しやすいとちゃんと言っているわけですから、それは把握しづらいんだというふうなところに何か後退するような、このような書き方というのはおかしいと思うんですね。可児市でやっぱりこういうふうに今までいじめは、ここは発生しやすいということと言って、それでそれに対していろいろ対応もしてきたと思うんですけど、それが急に、その把握しづらいは、実は発生しやすいじゃなくて把握しづらい場なんだと言ってしまうというか、わざわざ国に合わせて、せっかく可児市でいろいろ進めてきて進んでいると思われる部分まで後退、私から見るとですよ、後退したような表現に変えるという意味は何なんでしょうということにちょっと思うんですけど。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 1点目の回数につきましては、これは国の方針を参酌するというので、可児市が進んでいるということでお褒めの言葉もいただきましたけれども、参酌するというので、よりよいものは取り入れていくということで複数回に改めさせていただいているということでございます。

それから、発生しやすい場面という先ほどの件ですけれども、これにつきましても教育委員会とも当然協議をしておりますけれども、必ずしもその集団登下校時、部活動が、この3年間の動きを見ましても、発生しやすい場面というふうに特定されるものではないというような現場の判断を含めて、把握しづらい場面という、当然そこに先生などはおりませんというか接触が少ない部分がありますので、把握しづらいという現状に合わせて見直しをかけたという趣旨でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） この4-2の2ページの相談窓口（子供SOS24）というのは、具体的にはどんなところなんですか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） 県の教育委員会が開設しております、24時間電話で相談を受け付けるというようなものでございます。

○副委員長（田原理香君） いじめの認知件数や解消率のところなんですけど、これまで何%というふうに出されてきておりましたが、そもそも何をもっていじめの解消の判断をしたのかという、今回のところにおきましては修正案に書いてありますが、これまでの平成26年度、平成27年度、平成28年度におきましての解消率という、この解消の判断はどこでされていたのでしょうか。どうしたことでされていたのでしょうか。

○子育て支援課長（尾関邦彦君） これは学校の現場で対応されていたということになりますけれども、内容的には、今回の見直しに上げておりますように、具体的にいじめの事案というかいじめられているというような行為がやんでいるということ、それからスムーズに学校に登校していただいたりとか、そういう形でふだんの生活ができているということで判断をされているというふうに考えております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はよろしいでしょうか。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑はないようですので、この件に関しては終了してよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しては終了いたします。

それでは、こども課長のほうから発言を求められておりますので、お願いします。

○こども課長（河地直樹君） 申しわけございませんでした。

先ほどの幼稚園の預かり保育についてお答えします。

預かり保育というふうになってはいますが、こちらのほうは、一定の決められた教育時間・保育時間がありますけれども、それを延長して、朝とか夕方ですね、延長して預かる場合を預かり保育ということで、対象は在園児の方を延長して預かる場合を幼稚園の預かり保育というふうで行っております。

その他の一時預かりの保育園のほうは、これは在園していない子供を預かるというもので、若干考え方が違うということです。

もう一点よろしいでしょうか。

あと、済みません、先ほど企業主導型保育園について5園になるとというふうに申し上げたんですけれども、来年4月に1園開園する予定ということはわかっているんですけど、もう1園、情報としてやりたいという話が来てまして、まだそれは時期等については未定ですので、それが国のほうで認められれば、また開園する予定はございます。申しわけございませんでした。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関してはよろしいですね。

〔挙手する者なし〕

それでは、ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時38分

---

再開 午前10時50分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、会議を再開しまして、教育長が出席されましたので、教育長に挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

○教育長（笹橋義朗君） おはようございます。

きょうの委員会につきましては、報告事項の中で、小・中学校の2期制導入という報告事項がございます。大きな流れの変更なので、丁寧に進めたいと思っておりますので、今回出席させていただきました。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、報告事項のほうに入っております。よろしく申し上げます。

報告事項の3. 蘇南中学校校舎大規模改修についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（細野雅央君） それでは、よろしくお願いたします。

蘇南中学校の校舎大規模改修についての報告でございます。

説明に際しましては、あらかじめお配りをしております委員会資料の5-1と5-2も必要に応じて使用して説明をさせていただきます。

まず、この事案に対する考え方・方針でございます。

蘇南中学校の校舎大規模改修につきましては、平成30年度に行うということで事務を進めていたところでございます。そこで、平成29年度に実施設計を行うための予算を議決していただきまして、平成29年度に実施設計を行った後の平成30年度から2カ年程度で大規模改修を行う予定でございました。しかしながら、ファシリティーマネジメントによる新たな改修工事の視点が示されたということで、改修工事をよりの確に行うため、別途基本設計を行った後に実施設計を行い、工事につきましては2019年度と2020年度、その2カ年にわたって実施するスケジュールとしたところでございます。

いわゆる大規模改修を行う場所でございますが、資料番号の5-1をごらんください。

この5-1に校舎の配置図がございますが、ちょうど赤枠で囲ってあります上のほうというか北のほうから、技術棟、北舎、昇降口、管理棟、この4カ所が今回大規模改修の対象となる場所でございます。

このような考え方・方針に至った理由でございます。

過去に行いました校舎の大規模改修につきましては、耐震工事や室内のリフォームが中心でございまして、耐震に加え、見ばえをきれいにするとか、木目調の室内にするとか、設備機器、例えば電気設備や給排水設備などを更新するということなどの目的で行われてまいりました。

今般、公共施設のマネジメント方針と基本計画が示されまして、施設寿命につきましては75年にするとともに、築30年の建物につきましては、おおむね向こう30年間、築60年の建物は、おおむね向こう15年間、それぞれ施設を長寿命化させるための改修を行うという新たな視点で対応することが求められることになりました。

本市におけます平成20年代の学校の大規模改修は、耐震補強、つり天井の撤去、空調設備の設置、小学校低学年用トイレの洋式化などが中心となっておりまして、新たなファシリティーマネジメントの視点による校舎の大規模改修のノウハウが希薄と言わざるを得ないと

いう状況でございます。

また、工事期間中におきましては、生徒の教育環境の維持・確保や安全面を十分に考慮することは当然でございますが、今回の検討とあわせまして、なお一層関係者と十分協議をすることで、改修工事を拙速に行うのではなく、安全面・教育環境面においてもさらなる配慮を考えることとしたところでございます。

もう一度資料番号の例えば5-2のほうの教室の配置図をごらんください。

蘇南中学校は岐阜県の中でも一番のマンモス校ということで、余裕教室がないという状況がこれでおわかりいただけるかと思えます。そういう状況ですので、より慎重な対応が必要であるということでございます。

そうした状況の中ですので、蘇南中学校の大規模改修が新たな視点で行う可児市の第1号となることや、蘇南中学校が岐阜県ナンバー1のマンモス校であり、校舎の規模も大きいことから、工事を安全、的確、効率よく行うために、時間をかけて慎重に検討した結果、改修工事の範囲、内容、手順などをしっかり詰めてから実施設計を発注したほうがよいのではないかと、すなわち実施設計を行う前に劣化診断や基本設計を行い、工事内容をしっかり詰めることがより適切であるとの結論に至ったところでございます。

なお、実施設計委託につきましては、予算の範囲内で今年度中に発注することになりますが、時間的なこともございますので、繰越対応をする予定でございます。

蘇南中学校以降のことですが、今回こうした考え方に基づいた対応を行うことで、大規模改修の内容をよりの確なものとするとともに、一つの実績、よい前例ができることが見込まれるということから、今後に予定されております大規模改修に対する指針となり、これからの大規模改修がスムーズにできることが期待されるのではないかとお考えです。

基本的なパターンといたしまして、1年目に校舎の劣化診断から基本設計、2年目に実施設計、3年目、4年目の2カ年に改修工事を行うということになるかと思えます。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

済みません、1つお願いですが、今説明されたことをひとつ紙に書いていただけると。年次別でどういうふうに行われて、どういった改修内容かというのを書面でいただければわかりやすいかなというふうに思うんですけど。

○教育総務課長（細野雅央君） 委員長にですか、委員の皆さんにですか。

○委員長（伊藤 壽君） 皆さんに。

○教育総務課長（細野雅央君） はい、わかりました。

○委員長（伊藤 壽君） なかなか今ちょっと聞いておってもわかりづらいなという印象がありましたので、わかりやすく簡潔に1枚の紙に内容を書いていただければありがたいと思

ます。それだけ要望いたします。

それでは、この件に関しては終了してよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

それでは、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項4. 市内公立小・中学校の2期制導入についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○**教育長（笹橋義朗君）** この件につきましては、さきの一般質問で山田議員に答弁させていただきましたが、改めて委員会のほうに御説明をしたいと思っております。

正式には1月の教育委員会で学校管理規則を改正して決定していくという運びを予定しておりますので、よろしくお願いします。

まず、この2期制につきましては、目的として、笑顔の学校をつくるという大目標がございます。どこの挨拶でも言っていますけれども、子供を笑顔にするには、まずは先生が笑顔にならなきゃいけない。また、地域・家庭も笑顔になることによって、子供の笑顔をつくるということはどこでも言っておりますので、この辺のところから、子供たち、保護者と、または教員が一緒になって、対立構造ではなく、一緒になって子供の教育にかかわっていくという大きな考え方があります。

それからもう一つ、働き方改革ということで今言われておりますが、教育界での働き方、働き過ぎは、これは直接子供たちに影響するというところで、一般的に言われている企業の労働者の時間外勤務による過労死が起こる状況とか、そういうものとは同じではないかという認識を持たなきゃいけないと思っております。

したがって、子供たちの心の余裕と、それから保護者と、それから学校の交流が非常に重要だということを思った次第であります。

詳細はまた後で課長が説明しますが、最近の情勢として、以前、3学期制から2学期制にして、それからまた揺り戻して3学期制が復活しているというデータもあります。ありますが、これはほぼ五、六年前、ちょっと以前のそういう揺り戻しであって、私たちが考えるこれからの2学期制というのは、そうではなく、最近の社会問題化している働き方改革に関連する教育界の働く環境を改善したいという意味ですので、ちょっとそこは次元が違うところで考えています。

ただ、これだけで学校の日々起こっております状況が全部解決するとは全く思っており、今後も教職員のそれ以外の活動が非常に重要になってきますので、また議員におかれましても学校を応援していただいて、批判は私のほうにいただければいいと思いますので、今後とも学校のほうの応援をよろしくお願いいたします。

説明は課長のほうからさせます。以上です。

○**学校教育課長（三品芳則君）** それでは、よろしくお願いいたします。

本日の資料6をごらんください。

それに基づきながら御説明申し上げます。

まず2学期制の導入につきましては、中学校における1学期末の期末テストを含む学習と評価の作業、さらには中体連関係の部活動との両立や終業式の準備、また中学校3年生の3学期における高等学校の入学選抜試験にかかわる取り組みの慌ただしさを解消し、生徒たち、教師ともに笑顔で学校生活を送ることができないだろうかということで検討を始めました。これまでに、校長会・教頭会等で意見を交流したり、また市のPTA評議員会におきましても、私のほうから説明やら意見聴取をしたりしながら、検討を重ねてまいりました。その結果、平成30年4月より可児市内の全公立小・中学校16校におきまして2学期制を施行する予定でございます。

10月の第2月曜日を境に前期と後期を分けた2学期制であります。

今後は、1月の教育委員会会議で可児市立小中学校管理規則の一部を改正し、2月当初には学校を通じて保護者への周知を図る予定であります。

2学期制を導入することで改善されることは、小・中学校ともに時間数がふえ、ゆとりが生まれることで、教師が児童・生徒たちとじっくり向き合うことができます。また、時間数がふえることで、児童・生徒たちは繰り返しの学習をしたり、授業にじっくり取り組むことで、教師にとっては子供たちの技能や能力をより正確に評価したりすることもできます。中学校においては、1学期末や3学期の慌ただしさが解消され、心身への負担が軽減されることも予想されます。教員の働き方改革は喫緊の課題でございますけれども、その一助としても大きな成果を期待できます。これらのことから、児童・生徒たちや教員が笑顔で学校生活を送ることができるものと確信をしております。

反面、2学期制の導入によって、特に保護者の方々が心配されることにつきましては、次の2点があります。

1つは、評価が3回から2回に減ることが上げられます。これにつきましては、夏・冬、それぞれの休みの前には2者または3者懇談等を開催することで、長期休暇の過ごし方やそれぞれの学期の後半に向けての取り組みを明らかにすることができます。これまで以上に、丁寧に各家庭との連絡を行っていこうと考えております。また、中間テストや単元テストを実施して、短いスパンで目標を設定しながら取り組むこともできます。評価対象がふえることで、評価の信頼性が高まることにもつながります。

2つ目は、学期中に長期休暇を挟むために学校生活にメリハリを欠くことに対する対応につきましては、集会等を開いて、休みの意味づけや過ごし方を意図的に行えば、長期休暇の前後をつなぐことができます。また、それぞれの学期を子供たちが取り組みやすいスパンで目標を持たせて指導することで、児童・生徒の意欲を高めることもできます。

次に、裏面をごらんください。

県内の2学期制の導入状況であります。

一番上の四角の中には、今年度の状況、また過去3年間の推移も書いてございます。この3年間で、県内の中学校では確実にふえておりますし、小学校においても、少しずつですが、ふえております。

さらに、来年度におきましては、来年度に向けては可児市以外にも導入を決定しているところや、前向きに検討をしている自治体があり、ふえる傾向にあります。それは、裏面の資料中段のところ、平成 30 年度に向けて 2 学期制導入を検討している自治体というところに記してございます。

以上、2 学期制を導入する経緯や理由を説明させていただきました。2 学期制を実施することで、これまで以上に教師が児童・生徒と触れ合い、向き合う時間をふやし、学力を向上するための授業の工夫や一人一人に寄り添う指導を進めることで、笑顔の学校を実現してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件につきまして質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（亀谷 光君） ちょっと簡単な質問ですけれども、裏面の各務原市の場合というところで、8 校の中学校が全て 2 学期制で、あと小学校は 17 校が 3 学期制であるという。小・中が違いますよね。これは、どのようなふうな経緯で、どのような形なんでしょうかね。

○学校教育課長（三品芳則君） 他の自治体のこともいろいろ調査をしていく中で、学校管理規則のあり方が若干私たちの考えているものとは違うことが明らかになってまいりました。

学校管理規則の中の学期の定めというのは、この資料の一番下にもございますように、第 4 条に、3 学期または 2 学期ということを示されております。各務原市や岐阜市の場合におきましては、学校長の求めに応じて 2 学期制を選択することもできるというような選択制の学校管理規則になっております。可児市が今考えているのは、選択制ではなくて、小・中ともに 2 学期制をということによって現在は考えております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（出口忠雄君） 御苦労さまでございます。

この 2 学期制導入によって、教職員、また関係者に対する負担軽減というのはどれぐらい図れるものなんですか。

○学校教育課長（三品芳則君） まだ私自身も未経験のことで、どれぐらいというのを具体的な数字等々でお示しすることはなかなか難しいことではございますけれども、単純に、ここにごございますように、2 学期制になることによって評価、いわゆる子供の姿等の通知表業務が 3 回から 2 回に減ります。学期末に所見を作成したり、各教科の評価をしたり、非常に学期末の慌ただしい中で、約 1 カ月弱の間に学級の児童・生徒三十数名に対して各担任は作成をするわけでございますけれども、その業務が単純に 3 回から 2 回に減ることがございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑は。

○副委員長（田原理香君） 2 学期制導入を検討するに至ったきっかけは、さっきの説明のとおりなんだと思いますが、これの検討におきましては、可児市独自の判断で、可児市がこうしようというふうに捉えたところか。

それからもう一つ、こういう 2 学期制導入というのは、国として、やはりこういうことを

考えていってくださいよということは、何かしらの働きかけというのはあるんでしょうか。

○**学校教育課長（三品芳則君）** 国からの働きかけということにつきましては、働き方改革ということは当然国からの指針の中で出てきてはおりますけれども、具体的に3学期を2学期制へというようなことでの働き方改革ということの提言はございませんでした。

ただ、私どもとしましては、子供たちの負担軽減であるとか、ゆとりある学校生活、教師と子供たちがともに触れ合う時間をさらに創出していく、そういう工夫をしていく中で、他の市町でも行われている2学期制というものにつきまして、いろいろ調査または聞き取りをしていく中で、可児市においてもこれは実現する価値はあるぞということで、校長会・教頭会またはPTAの会長様方も含めてお話をしながら意見を聞き、実現していこうという運びに今なっている次第でございます。

○**副委員長（田原理香君）** この2学期制導入の検討というのは、今お話しされたように、じゃあPTAのある意味役員の方々、それから校長先生・教頭先生等のところ、あと教育委員の方々もあわせてのずうっと積み重ねの検討ということではよろしいですか。

○**学校教育課長（三品芳則君）** 教育委員会、執行部の中では、もう1学期の終わりごろにこういう案を考えながら、夏休み以降、関係各所と協議をしながら、こうやって進めてまいりましたということでございます。

○**副委員長（田原理香君）** 平成30年2月には保護者への周知というふうにありますますが、先生方におきましては、これはいつ、どのような形で周知されるんでしょうか。

○**学校教育課長（三品芳則君）** 教職員につきましては、9月・10月の校長会・教頭会等でも今こういうことを執行部で考えているということは少しずつ話をしておりますので、当然学校外に話していただくことについてはとめながらも、校内でいろいろな場面を想定しながら検討をしてくれということも校長を通じて指示をしてまいりましたので、今現在、来年度に向けての学校行事等々も当然検討している学校もあろうかと思えます。以上でございます。

○**委員長（伊藤 壽君）** ほかに質疑のある方。

○**委員（山田喜弘君）** 1点だけ確認させてもらおうと、今までは夏休み前にテストを受けて夏休みに復習するみたいな、成績表をもらってと、そういう場面もあるかと思えますけど、今回、夏休みが終わって定期テストを受けてとなると、復習する時間とか、生徒たちがですね、そういう、あとまた9月って運動会とかをやりますけれども、その辺がどういうふうになっていくのか教えてもらえませんか。

○**学校教育課長（三品芳則君）** 1学期末、2学期末、3学期末、これまでの期末テストというものが、前期、後期末の、9月、3月または2月に期末テストが行われるわけですがけれども、今現在、中学校の様子をいろいろ聞き取りをしますと、多くの学校で中間テストなどもやっぱり考えているようでございますので、6月あたり、または11月あたりで期末テストの前の、夏休み・冬休み前ではないですけども、短いスパンでそういう中間テスト等を位置づけながらやっていくということでございますので、その取り組み、そしてその後期末に向けての取り組みは、それぞれの休暇・長期休暇の中でまた復習をしながら、それぞれの期

末テストに向けての準備をしていくというような子供たちへの指導がこれから入っていくものと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件に関しましては終了してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しましては終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 17 分

---

再開 午前 11 時 18 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項 5. 第 7 期可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） よろしく申し上げます。

資料の 7-1 をごらんいただきたいと思います。

7-2 のほうが計画の本体のほうですけれども、概要に基づきまして説明をさせていただきます。

第 7 期、平成 30 年度から平成 32 年度までの計画を、ほぼまとまってまいりましたので、その概要を報告させていただくものでございます。

概要の 1 ページの 1 番、第 7 期計画の方向性ということで、ここには国の厚生労働省のほうの今回の計画の考え方が箇条書きでまとめてございます。

大まかに申し上げますと、平成 37 年を見据えた計画をつくっていきなさいということと、(2)にありますように、地域包括ケアシステムの深化に向けて取り組んでいけというようなことが方向づけとしてされております。

下段の 2 番の可児市の現状と地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み状況というところでございますが、ここでは今までの取り組み状況、それから現在の状況を少しまとめております。

(1) 番の人口構造のところでございますが、高齢化率につきましては御承知のとおりだと思いますけれども、今後につきましては後期高齢者の割合がふえていくということが可児市の特徴でございます。3 行目でございますように、後期高齢者人口につきましては、平成 29 年、本年 10 月で 1 万 1,500 人ほどでございますが、平成 37 年には 1 万 6,800 人ということで、50%近い伸び率となっていくだろうということ。それから、後期高齢者の方の率につきましても、現在は人口に占める割合が 11%ほどでございますけれども、平成 32 年には 13%に上がっていくということが予想されております。

(2) 番の要介護認定者の状況でございますが、現在、可児市の要介護認定者の認定割合は 14.1%でございます。ただ、2 段目に書いてございます調整済み認定率というのがございまして、性別や人口の分布状況を国の平均値に置きかえて出す認定率ですが、これが 16.7% ということで、県平均を上回るというような状況となっております。可児市の特徴としましては、要支援 1 から要介護 2 までの軽度の認定の方が非常に割合として高いという傾向が出ておりますので、重度化防止、それから自立・回復に向けて力を入れていかないといけないというところでございます。

ページをめくっていただきまして、2 ページの(3)の高齢者の生活に関するアンケート調査についてポイントをまとめております。

ここにポイントごとで書いてございますが、アンケート結果として、やっぱり在宅志向の割合が高い、それから在宅医療については希望しないという方が多いわけですけれども、これにつきましては、家族へ負担をかけたくないということが理由として上げられておりまして、啓発や理解の不足というようなところが原因の一つではないかというふうに思っております。それから、在宅生活に必要な介護サービスとして訪問系のサービスが有効であるということ。それから、地域のサービスについて希望が高いものとして、ここにありますように、健康づくりのための教室、それから見守り・声かけ、送迎サービスといったものが上位に上がってきております。それから、認知症についても不安があるという方の割合が高くて、認知症予防教室に人気といいますか要望が高いというようなことが出ております。

それから、ケアマネジャーに聞きましたところの地域サービスについての要望としては、送迎サービス、家事支援サービス、見守りサービスなどに対して地域でやっていただけるとありがたいというような声が出て、高い数字となっております。

それから、2 ページの一番下から 3 ページにわたってですけれども、現在の可児市の介護サービスの整備状況について、2 項目出しております。

1 点目は施設サービスでございますが、要介護認定者 1 人当たりの施設の定員というものを数として見ますと、全国や岐阜県と比較しまして、可児市はそれを上回る数値となっております。こういったところから、入所系の施設につきましてはある程度整備が整ってきているというふうに考えております。

3 ページの上の表でございますが、これは通所系のサービスについて全国と岐阜県の数値と比較したものでございます。こちらの通所系サービスにつきましても、一定の施設整備がどうか事業所がたくさんできてきているということが言えると思います。特に通所介護、デイサービスにおきましては、全国・県の数字が 0.153 と 0.180 ですけれども、可児市は 0.195 ということで、上回る事業所があるというふうに言えると思います。

それから、(5) 番の包括ケアシステム構築に向けた取り組み状況ということでまとめております。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、緩和した基準のサービスまでがつくっておりますけれども、住民主体のサービスについては平成 30 年度からスタートというよう

なことになる見通しでございます。その部分が少しおけているというふうに言えるのかなあと思います。

それから一般介護予防事業につきましては、いろんな教室、それから通いの場づくりというところで取り組んでおりますけれども、現在の状況としてこんなような状況で、今後いずれにしましても数をふやしていくというようなところでございます。

それから生活支援体制整備のところでは、若葉台のモデル事業について行っておりますけれども、少しずつ連携というところで包括支援センターとの連携が見える形になってきましたけれども、まだまだ自然な形でできるようになるまでにはしばらく今の事業を進めていく必要があるかなあというふうに思っております。

それから生活支援体制の協議体のところですが、これは非常に肝になるところですが、第2層というものがまだ一部の地域にとどまっておりますので、まだまだこれからも各地域で機運づくりが必要だというふうに捉えております。

在宅医療・介護連携の関係ですが、こちらのほうも体制は整いつつあるんですけれども、事業の具現化に向けて、まだまだ取り組みを進めていかなければいけないというふうに思っております。

資料4ページのほうをお願いします。

そういったところを踏まえて7期の基本理念をどうしたのかというところでございますが、国のほうが方向づけしておりますように、包括ケアシステムの深化を大前提としまして、そのために健康づくりと介護予防、それから地域の生活支援体制の整備、在宅医療・介護連携といったところに重点を当てて7期は取り組んでいきたいということを考えております。

基本理念としましては、ここに書いてございますように、「みんなで見守る、支え合い安気に暮らせるまち・可児」ということを基本理念としていこうというふうに思っております。

資料5ページのほうですが、これに基づきまして、基本目標と施策のほうですが、基本目標につきましては大きく3つに、1、2、3というふうに分けまして、基本目標1が「健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり」ということで、その中に健康づくり、生きがいづくり、社会参加と就労、一般介護予防事業の推進ということをもとめております。

それから基本目標2のところでは、「地域のあらゆる団体が連携して見守り・支え合えるまちづくり」というところで、特に共助というようなところですが、この中には5項目、地域内の見守り活動の推進、地域支え合い活動の推進、地域の生活支援体制整備ということで、地域のことを3つ上げております。それから、在宅医療・介護連携の推進と地域ケア会議の推進という項目で上げております。

それから基本目標3のところは、「適切なサービスが過不足なく提供され安気に暮らせるまちづくり」というところで、この中には8項目、地域包括支援センターの運営、介護予防・日常生活支援総合事業の推進、認知症対策の推進、適切で過不足のない介護サービス、介護職員の確保対策と福祉への理解、介護給付等に要する費用の適正化、安心して暮らせる生活環境の整備、高齢者の住まいというような項目を上げております。

以上のような内容になりますが、計画の資料の7-2の、詳細が第4章、52ページから、今最後に御説明をさせていただきました健康づくりから始まる場所ですが、72ページまで、それぞれ小項目、施策を上げております。ここでの説明は割愛させていただきたいと思いますが、ここに計画の細かいところが上げさせていただいております。

それから、今のところは高齢者福祉計画に位置するところでございますが、介護保険の事業計画のほうが今の資料7-2の73ページからサービス事業量と保険料ということで上げております。

この中で、75ページに要介護認定者数の将来に向けての推計、それから76ページから、7期計画期間中、それから平成37年度のサービスの利用者数の推計を上げております。78ページからは事業費を載せるところでございますが、現在の単価での試算は現在いたしておりますけれども、ここは今空白になっておりますが、介護報酬の改定が今度平成30年でございます。そちらのほうが国のほうから現在まだ発表されておられませんので、それが発表され次第、この数字を計上して介護保険料のほうを定めていくということとなります。

今後の予定としましては、現在の計画の内容につきまして、1月にパブリックコメントを実施させていただきまして、3月議会において介護保険条例の改正を上程させていただく予定でございます。今の事業費が空白となっておりますけれども、このところを埋め込みまして介護保険料のほうを定めていく予定でございます。

説明は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） ちょっと細かいことを聞いて申しわけないけど、7-2の資料ですけど、この56ページに、何か新しいのとして、まちかど運動教室を設置しますというふうなことがありましたけれど、これは具体的なイメージとしてはどういうふうなことから、まず説明をお願いします。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 趣旨としましては、自治会単位ぐらいの細かいところで、高齢者の方がお集まりいただいて簡単な体操とか、いわゆる通いの場も込めて、通える場所をつくっていこうというコンセプトです。

現在の状況で申し上げますと、可児川苑とやすらぎ館はことしの4月から運動をできる場所ということで開設しました。これは自治会の場所ではございません。

昨年度、認知症予防教室を開催して、地域の中でこういったことを展開していこうという方にも御参加をいただいて、広見と若葉台で昨年そういった教室が始まりました。今年度も、桜ヶ丘の認知症予防教室を受けて、桜ヶ丘公民館では引き続きその教室を展開していただいておりますし、光陽台でそういった活動が今始まっております。

今年度の動きとして、下恵土の古市場の自治会と今渡のほうは公民館で、この11月から運動ができるような場所と講師を市のほうから派遣させていただいて、住民の方は自由参加というような形でやり始めました。

こういったところを特に自治会のほうにお願いをしていきながら、住民の方が、毎週例えば水曜日にやっているよというところで、行ける範囲で来ていただけるというような場所をつくっていこうという考え方です。

○委員（富田牧子君） それは有料なんですか、どういうふうですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 参加いただく方は無料で参加をいただいております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑ございましたら、お願いします。

○委員（富田牧子君） それから 69 ページですけど、介護報酬と地域区分の話ですけど、この地域を7級地地域に変更しますというのは、どういう意味合いがあるわけでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） この7級地というのは、本来、国が定めていきます。いわゆる公務員の地域手当の出る市町村については、級地がそれぞれ対応したのを使いなさいと。いわゆる人件費の格差を是正するためということなんですけれども、県内の状況で申し上げますと、岐阜市が6級地というところで、大垣市が7級地を現在使っております。

6期の現在の状況としましては、本来、可児市、各務原市、それから多治見市と美濃加茂市なんですけれども、7級地を使うべきところがございますが、国のほうとしても、基本は7級地としながら、市町村の意向を踏まえて設定すればいいよということをおっしゃるので、現在のところはその他の一番低いところを今申し上げた市はどこも使っております。

今度、7期において、介護保険料との兼ね合いが当然ございますので、どのあたりで設定するといいいのかということと、あとやっぱり事業所の対応といいますか、介護職員確保のところでも人件費の問題でございますので、そのあたりのバランスを見ながらということですが、現在のところ可児市としては7級地へ次回は持っていこうと。先ほど申し上げました他市の状況としましては、ほとんどのところは7級地で設定していくというようなところで聞いております。

○委員（富田牧子君） 続いて、その2つ下ですね、No.52 のところで、市が運営するデイサービスセンターに関連していろんなことが書いてあるんですけど、他機能への転換など必要な検討を行いますと書いてありますけど、他機能への転換というのは何を意味するのでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 老人福祉センターに併設していますデイサービスセンターにつきましては、先ほど申し上げましたように、通所型の事業所というのが、可児市の場合、もう一定量充足してきているということなので、公共として今まで、デイサービスができたときに、可児市においてもデイサービスを展開していくということの中で市が展開してきたわけです。民間の事業所がその後数がふえてきているということ、それからもうある程度充足してきているということの中で、公共の担う役割として、言い方が適切かどうかはわかりませんが、一部使命を終えてきているというところは現実問題としてあると思いますので、今後デイサービスとして運営していくのかどうかということ、この3年間で方向づけを考えていきたいというふうに思っております。

他の機能というのは、例えばですけれども、老人福祉センターとして、また今の施設をあわせて使っていくということも一つの考え方でしょうし、地域の方々に使っていただくというようなことも一つの方法ではあるかと思ひますし、いろんな考え方があると思ひますけれども、そのあたりを次の3年間で考えていきたいということでございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、3年間はこのままだけど、その後については、社会福祉協議会に指定管理でやってもらうとか、そういうふうにはもう考えないよという、そういうことですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 施設の形態によっては、また社会福祉協議会にお願いするとか、そういったことは可能性としてはまだあるかなあとは思ひます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方。

○副委員長（田原理香君） 資料番号7-1の3ページのところです。

生活支援体制整備事業のところにおきまして、各地域での機運づくりがまだまだ必要というところで、よく説明の中で機運づくりという言葉がこれまででも出ましたが、やはり地域の機運でとてもこれはやりこなせられるわけではなくて、支え合い・助け合いのやっぱり地域での土壌づくりということが根本的には必要なんだろうというふうに思ひますが、そうした土壌づくりということにおきましては、この計画におきましては、どこにどういうふうに考えておられますでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 土壌づくりと機運づくりの違いがいまいちよくわからないところはありますけれども、一応この計画の中での考え方としましては、ボランティアの養成講座というような位置づけのものを、名前が……。

○副委員長（田原理香君） 伊左次さん、ボランティアとかという何かしらに手を挙げるというものではなくて、地域の中で当たり前のこととして声かけができるとか、見守りができるとか、そういった土壌づくりということの意味です。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） ごめんなさい。

そういった意味であれば、その機運づくりというところとさほど差がないのかなあというふうに思ひますけれども。今後、高齢者の方がふえていく中で、地域にお住まいになる方々、高齢者みずからもお互いに声をかけ合おうねとか、気になったことがあったら連絡をとり合おうというようなところを意識して生活をしていただくというようなところでは、そういったことの必要性をわかっていただくというようなところになるろうかと思ひますので、そういったところは機運づくりというようなところとイコールになるんではないかと思ひます。

○副委員長（田原理香君） そういう意味でまだまだ必要ということなんですね。とは言うものの、なかなか手が挙がってこないということにおきましてですね。はい、わかりました。

もう一つ、済みません。

同じページの一番下のところで、連携確保のための窓口の設置などというふうに書かれてありますが、在宅医療と介護の連携のところ。この窓口の設置などという、そのイメージ

を教えてください。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 在宅医療の推進において、在宅医療を求める方、それから提供する側をいわゆるコーディネートする方が今後必要になってくるだろうというふうに思っております。それは、ケアマネジャーとか医療機関からの相談にも対応できるような、そういうハブになるような位置づけのところを、医師会、歯科医師会とともに考えていく必要があるのかなあというふうに思っております。

○副委員長（田原理香君） 例えばそういった窓口の設置というのは、どこがということは、まだ今のところはないんでしょうかね。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 現在の協議の中で、そういったところまで議題に上がってきているという段階ではないので、具体的に例えば医師会の中にとか役所の中にとりょうなところの具体的なところまでは現在進んでいません。

○副委員長（田原理香君） あともう一つ、この計画の素案のほうの 49 ページの地域包括ケアシステムのイメージ図のところの右下に社会福祉協議会とありますが、この社会福祉協議会のこの場合での具体的な役割というところはこういったことでしょうか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 現在、社会福祉協議会は、地域福祉懇話会ということで地域の皆さんに御参加いただいて話し合いの場づくりをしていこうということの活動を進めてみえますので、市の社会福祉協議会がそれをリードしているというところはあります。

それから、第2層協議体というのが本当に立ち上がってきたときに、現在の地区社会福祉協議会の担当がそれをアシストする形になるのか、いずれにしてもそこに関係してくるわけですので、支援をさせていただく立場ということで社会福祉協議会が書いてございます。

○福祉部長（西田清美君） ちょっと補足の説明をさせていただきますが、社会福祉協議会というのは、地域包括ケアシステムの中で、そういう地域の生活支援サービスだけではなくて、今年の8月に、ちょっと済みません、資料を持ってこなかったものであれですけども、市内に住む高齢者の方で親戚とか縁者のないような方が入院した場合に、いろんな身の回りのサービス、そういったことがなかなかできないという場面もあるので、そうした支援をしていくというようなことで新しい活動を立ち上げてくれました。そういうふうに、地域包括全体にかかわるようなこと、市民全体にかかわるようなこともいろいろ社会福祉協議会は考えてやっております。以上です。

○副委員長（田原理香君） ついつい地域包括支援センターが、ちょっと活動・役割が目立っておりますけど、社会福祉協議会の方々にもぜひそういった中で具体的に頑張ってくださいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員（富田牧子君） 49 ページの図にいろいろごちゃごちゃと書いてありますけど、この間、実は社会福祉協議会の懇話会があったんですね。それで、若葉台の方が立派な発表をされたわけですね。ところが、私たちのテーブルは、自分の団地なんだけど、そいいうちだっているいろいろやっているねと。そんな仰々しくやらなくたって、ラジオ体操のグループが2

つもあるとか、それから自発的にいろいろ住民がやっているわけです。

だから、そのはつらつ何とか教室も必要かもしれないけど、そういうのをもう既にやっているところはやっていて、公民館でやりますから来なさいよと言ったって、来るのかなあということをちょっと思って、第2層の協議体をつくらないかんとかそういう、すごくこういうきっちりした枠組みでやっていかないかんと思わないで、もっと楽にやっていただきたいなあと思うんです。そうじゃないと、機運づくりしなきゃいかんとか土壌づくりしなきゃいかんとかと幾ら今まで力んでやってきても、やっぱりできるところとできないところとあると思うんですよね。だけど、知らないところでは住民同士は助け合いをやっているわけなんです。

だから、何かそういうことに組み込まないといけないよなとか、こういう形じゃないといけないよなという感じじゃなくて、私は本当に自然な形でやっていっていただくといいかなあと思うんですけど、余り何か力まないでやっていただいたほうが本当によいような気がしてと思いました。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） この間の帷子の懇話会で、私もそういう思いを感じていますがけれども、特に帷子の大きな住宅団地については、それが表に出ているのか出ていないのかというところはありますけれども、それぞれ団地でいろんな取り組みをしていただいているというのがこの間も話の中でお聞きさせていただきました。特にああいう住宅団地につきましては、それぞれで活動なさっていらっしゃることは大変ありがたいことですし、今後としては、地域包括支援センターとか、きちっと連絡がとり合えるような関係ができればいいのかなあというふうに思っております。

先ほど申し上げました「まちかど運動教室」につきましては、特に旧来のところでは、そういう運動して介護予防をしようよというような取り組みがなかなか自治会としてできていないということもございますので、どちらかというところ、その地域の中でちょっと行ける場所がないような地域を狙って、そういう言い方をすると失礼ですがけれども、そういったところの自治会さんと御相談させていただきながら、御要望があれば伺っていきたいというふうに思っております。

○委員（富田牧子君） 71 ページのところ、地域での移動支援サービスで、公共からの支援ができませんでしたが、平成 29 年度に取り扱いの変更が予定されていますという、このところの説明をちょっとお願いします。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 今まで、地域の移動支援については、運輸局に届け出を要しない形態として、その実費程度をもらってやる移動支援サービスについては、いわゆる白タク行為にならないよということでは言われていました。

今回、国土交通省から文書が1つありまして、公共の自動車を使う場合の取り扱いについて、一定の団体、NPOとか社会福祉協議会が移動支援サービスやるときには、市町村の車を使うことも可能としていく方向ですということで、文書が1つ流れてきております。

その形が今後どうなってくるのかというところがまだきちとした形で来ておりませんの

で、それを受けて、じゃあ公共あるいは社会福祉協議会としてどう取り組めばいいのかというところは、これから協議をしていくことになるのかなあというふうに思います。

○副委員長（田原理香君） 最近、全くサロンもなければ、何もそういった地域の人たちが集まったり、何かしらのこういったことが少しいふうにいくなあとというところはもちろんいっぱいありますけど、全くその兆しすらないというところの地域もやっぱりあるんですね。そういったことというのは、やっぱりこういうことをつくっていく上で、市からの何かしらの、どうやねみたいなの働きかけみたいなのをはしていくんでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 今回、地域福祉懇話会を社会福祉協議会がこの秋から幾つか入って地域でお願いをしている中で、例えば旧来地区である久々利のようなところで開催をされたんですけども、地域の助け合いという概念はやっぱりないんですけども、その中で従来から自然な形でこういったことは声かけさせてもらってやっておるよとか、そういうような御意見というのはやっぱり出てくるんですね。

ですので、そういったことを考えると、やはりそういう懇話会というような形なのか第2層協議体という形なのかは別として、地域の方と今後高齢者の施策の中で地域というのが非常に重要なキーですよというようなことはお伝えをしていく必要があるのかなあというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方。

よろしいですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 一つだけ済みません。

計画のほうの説明をさせていただきましたが、介護保険の事業計画の関係で、先ほどの要介護認定者数の推計のところは 75 ページに出ております。これは国のシステムの中で毎月毎月厚生労働省のほうに月報というのを報告しているんですけども、それは毎月データが積み重なって、一月たつと推計値が変わってくるということがありまして、現在ここに載せてございますのは平成 29 年度の 8 月の月報という厚生労働省への報告に基づいて推計しておりますが、これ、最終形をつくるときには、9 月の月報を多分使って、9 月あるいは 10 月になるかもしれませんけど、という形になりますので、若干数字が現在のところから変わることがあるということだけちょっと御承知おきいただきたいと思います。済みません。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑がないようですので、この件に関しては終了してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しては終了いたします。

ここで午後 1 時まで休憩といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前 11 時 55 分

---

再開 午後 1 時 00 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、次に報告事項6．可児市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。  
執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） よろしく申し上げます。

第7期の介護保険事業計画の策定につきまして、先ほど午前中に御説明をさせていただいたところですが、この計画に定めました金額等に基づきまして平成30年度から平成32年度の介護保険料について定めまして、条例を改正させていただくものです。

3月議会に上程させていただく予定で準備を進めております。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関して、質疑はございませんか。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項7．可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（仮称）の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 居宅介護支援事業所の指定でございます。

ケアマネジャー事業所でございますが、居宅介護支援事業所の指定につきましては、平成26年の介護保険法の改正において、平成30年4月から市町村に移譲することとなっております。

この改正の趣旨は、市町村による介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を充実していくというところがございます。これによりまして、市において居宅介護支援事業所を指定するに当たり、人員や運営に関する基準を定めるものでございます。

経過措置としまして、施行日前に都道府県のほうで行われた指定や県に行われた申請は、施行日以降、市が行った指定、それから市に対して行われた申請とみなす経過措置が設けられております。

条例において定める主な規定項目につきましては、資料8の一番下に書いてございますが、ごらんのような内容を条例で定める予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関しまして、質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） ケアマネジャーの支援を充実するということですけど、具体的にどういうふうに支援を充実するんですか、この中身ですけど。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 従前、居宅介護支援事業所につきましては、指定は県のほうで行われていたというところがございますが、市町村のほうで指定をすることになるわけですけども、例えば市のほうから運営規定にはこういうようなことを入れてほしいとか、

田原副委員長がよく言われますけれども、地域とのかかわりについても配慮してケアプランを考えてほしいというようなことなどについて、それを書面にするかしないかは別として、市のほうからお願い事項として伝達するというようなこともかかわりを持つ中でしやすくなるというところかと思えます。

○委員（富田牧子君） そうすると、県が指定していたときよりも、もっともっと内容が充実してきて、例えばこれまでは何とかは5人だけだよとか言っておったのが、もっと人数をふやして、市のそういうケアマネジャーの仕事がしやすくなるとか、支援が充実するという意味なんですね。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 指定の基準につきましては、県で行われていたときとさほど変わるところはないと思いますけれども、いろんなやりとりをする中で、市のほうからのお願い事項であるとか、こういった方向でお願いしたいというようなことも、いろんな機会を捉えてしやすくなるという点はあるかと思えます。

○委員（富田牧子君） もう一点ですけど、そうすると、じゃあ県と変わらないという話が出ましたので、監査は別に市ができるとかそういうふうになるわけではなくて、従来どおり県がするということですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 事業所に対する実地指導というようなところについては、県にかわって市が行っていくことになるということです。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

○副委員長（田原理香君） 済みません、違っていたらごめんなさい。

ケアマネジャーの育成というのは、これも市のほうへ来たということですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） ケアマネジャー個人の指導権限とか、あるいはケアマネジャーの登録というようなのは、従前どおり県のほうで行う形になります。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、この件に関しては終了いたします。

続いて、報告事項8. 第5期可児市障がい者計画の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○福祉課長（大澤勇雄君） それでは、資料ナンバー9-1のほうで説明のほうをさせていただきます。

第5期の可児市の障がい者計画でございます。

計画策定の背景と趣旨というところで、可児市の人口は、障がい者の手帳所持者数については、平成25年から平成29年にかけて約1.17倍というような形で、人口の増減はあるものの手帳の所持者数は増加し続けております。

そういった中で、2番目の計画の性格ということで、本計画は、障害者基本法第11条第

3項に基づく市町村障害者計画として第5期の障がい者計画、それから障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として第5期可児市障がい福祉計画、また改正児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として第1期の可児市の障がい児福祉計画として位置づけております。

下に示しているところが計画の定める内容と名称というところで、一覧にさせていただいております。

2ページ目をお願いいたします。

2ページ目は、障がい者計画の位置づけということと、それから3番目に計画の期間でございます。

国の基本指針では、障がい福祉計画の計画期間を3年として定めておりまして、平成30年度から平成32年度の第5期ということと、それから第1期の障がい児福祉計画を一体的に作成させていただきました。

まず、3ページのほうへ行っていただきますと、第4期の可児市障がい者計画の総括と課題というところで、これまでのまとめをさせていただいております。

主な成果といたしましては、グループホームの確保とか基幹相談支援センター、地域生活支援拠点の整備は、平成30年度からの運用の見込みということでございます。

それから今後の課題といたしましては、障がいへの理解の促進とか親亡き後の居住の場の整備を促しておりますが、さらなる整備が必要ということでございます。

4ページのほうをお願いいたします。

4ページには、基本理念、6ということで、「お互いを認め合い みんなが地域で育ち自分らしく暮らせるまち」ということを基本理念としております。

基本目標と施策の体系ということで、1番目には「地域でつながり、支えあう」、2番目には「住み慣れた地域で住み、くらす」、3番目に「健やかに、安心して生活する」、4番目に「住み慣れた地域で育ち、学び、楽しむ」、5番目に「働き、活動する」というような基本の目標でございます。

重点を置く取り組みといたしまして、6ページをお願いいたします。

6ページには、重点を置く取り組みとして6つのほうを定めております。

この中では、やはり親亡き後の暮らしの場の整備とか就労支援、それから障がいのある子供の早期発見・療育といったものを重視していきたいと思っております。

7ページには、障がい福祉サービス等の見込みということで福祉サービスの成果目標及び見込みを定めさせていただいております。

8ページ、それから9ページについては、第1期の可児市障がい児福祉計画に基づく障がい児通所サービスの見込み量を定めております。

あと、お手元の資料の9-2のほうの、ページ数でいきますと72ページを見ていただきたいと思っております。

72ページには、先ほどの第4期の総括の中でもお話をさせていただきましたが、基幹相

談支援センターと地域生活支援拠点の整備ということで、そういったものをイメージで示させていただきます。

基幹相談支援センターについて、総合的な相談体制の整備ということでございまして、あと、それを支える地域での社会資源を使って、それぞれの相談事業所等と連携しながら障がい者を支えていく仕組みをつくりたいということでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

○副委員長（田原理香君） 先ほど就労支援・定着支援のところで促進しますということでお話しいただいたんですが、実際、現実、可児市において、こういった支援活動というのが、隣の多治見市と比較してはなんですけれど、全く見えてきていませんが、これから具体的にどのようなところを考えておられるのか、働きかけをされるのか、教えてください。

○福祉課長（大澤勇雄君） 障がい者の就労支援については、市も障害者自立支援法に基づいて業務のほうを、委託等を出しております。

最初というか平成 25 年に法律のほうは整備されましたので、それに基づいて計画を定めて、人的な、例えば労務ですね、例えば広報の折り込みとかそういったものを障がい者の事業として出させていただいているわけなんですけど、金額的には他市と比べると、まだまだ少ない部分もございまして、そういった面を市役所内に働きかけながら、少しでも障がい者の自立につながるよう進めてまいりたいと思っております。

○副委員長（田原理香君） 今度、駅前の健康プラザにおきましては、それも考えておられるのでしょうか。

○福祉課長（大澤勇雄君） まず、障がい者の方がどういった面で就労につけるかということも含みながら、そういった検討はさせていただいておりますが、まだこういった具体的にこれというような形でお示しはしていないところです。

○副委員長（田原理香君） 本当に具体的に、積極的に障がい者の施設の方々とどういったことができるのかを聞いて、積極的にやっぱり働きかけていただきたいと思えます。

また、もう一つ、皆さん障がい者の方々が、その中でどこかの仕事を委託して、建物の中で例えば箱詰めだったりとかということも、民間の企業にもあわせて働きかけもぜひぜひお願いをしたいと思います。ちょっとたまたま多治見市の施設外就労というのを取り寄せてみたんですけども、それは多治見市の駅前だったりとか、それこそ近くにありますマルイ不動産もあわせて、もうたくさんございます。こういった他市、別に他市を言うわけではありませんが、やろうと思えば清掃でも剪定でもいろんなところがありますので、ぜひ働きかけのほうはお願いいたします。

○福祉課長（大澤勇雄君） これまで今の障がい者の施設も、平成 28 年度に関しては2つほど大きな施設ができました。そういった面で、やはり障がい者の方の就労の場というのは、私どももぜひ市民というか働きかけをしていきたいところでございますので、また議員の方

にも、こういった働き口があるよとか、そういった面で支えていただければありがたいと思っております。

○委員（富田牧子君） 児童発達支援センターという言葉が出てきましたけど、この児童発達支援センターと可児市のこども応援センターばあむとの違いというか、児童と乳幼児かもしれませんけど、教えていただきたいのと、実際には児童発達支援センターというのは、どのようなものをイメージしておっしゃっているのか、お願いします。

○福祉部長（西田清美君） 大変申しわけございません、所管が「ばあむ」と発達支援センターはこども健康部だもんですから、詳しいことはわかりませんが、「ばあむ」のほうは、今、いろんな健診等があるときに、こちらから出向きまして、そういった傾向を見逃さない、お子さんたちの。そういう活動をこちらから出向くという形でやっております。

発達支援センターのほうも、受けばかりというわけじゃありませんけれども、一体となって情報共有を図りながら、とにかく早期発見に努め、それを支援につなげていくということでございます。

詳しくはちょっとお答えできませんけれども、よろしく願いいたします。

○委員（富田牧子君） 児童だから、小学生以上が対象、そういうことではないですか。もっと、この児童発達支援センターについてですけど。

○福祉課長（大澤勇雄君） またこれについては、違いという面において、またちょっと後ほどお調べしましてお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（富田牧子君） それから、児童デイサービスはすごくふえたと思うんですけど、日中一時支援について、本当はもっと要望はあると思うんですけど、足りないと言ったらおかしいですけど、少ないんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○福祉課長（大澤勇雄君） 放課後デイサービスについては、實際上、事業者の供給量というか、そういった面で、今、希望される方が大変多うございまして、やはり療育という面で子供さんを預けられたいというお母さん方もお見えになります。

それで、今、日中一時支援について、やはり預かりという面で、両方をあわせながら、これから支給量等は勘案しながら、今審査をしているような状況でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方。

ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、これでこの件に関しては終了してよろしいでしょうか。

〔「いいです」の声あり〕

では、この件に関しては終了といたします。

続きまして、報告事項 9. 国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） それでは、よろしく願いいたします。

資料はありませんけれども、可児市健康保険税条例の一部改正ということで、現在、国において地方税法の改正が進められております。その中に、国民健康保険法の改正に伴う税制上の所要の措置と、それから国民健康保険税の課税限度額の見直し、低所得者にかかわる国民健康保険税の軽減判定所得の見直し等が議論されております。改正されますと、可児市の国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月議会に提出させていただいて審議していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関して、質疑がございましたら。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

では、質疑もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、報告事項 10. 第3期可児市特定健康診査等実施計画及び第2期可児市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） それでは、説明させていただきます。

資料としましては、資料10と本編計画をごらんください。

まず資料10でございますけれども、計画の概要でございます。

今回の計画は、平成20年度において、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査等実施計画の策定が義務づけされました。この法律によりまして、本市では、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を行うために、平成20年度から平成24年度に可児市特定健康診査等実施計画及び平成25年度から平成29年度に第2期可児市特定健康診査等実施計画を策定して、特定健康診査等を実施してまいりました。

一方、平成26年4月には国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部が改正されまして、保険者は健診・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画、データヘルス計画でございますが、策定して実施及び評価を行うこととされ、本市では平成28年度に可児市国民健康保険保健事業を策定して保健事業を進めてまいりました。

今回、第3期可児市特定健康診査等実施計画と第2期可児市国民健康保険保健事業の作成に当たり、本編計画の2ページをごらんください。

計画の位置づけの中で、関係計画との比較という表がございますが、そこに基本的な考え方というのが4行目がございます。この中で、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の発症と重症化予防、医療費が適正であることが、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画で基本的な考え方が掲載されております。したがって、2つの計画を一体的に作成し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図っていきたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

本計画の期間でございますが、平成 30 年度から平成 35 年度の 6 年間で、3 年目で中間見直しを行います。

〔発言する者あり〕

はい。今計画の体裁は、第 1 章から第 6 章となっております。

6 ページをお願いします。

6 ページですが、死因別死亡割合でございますけれども、可児市の場合は、生活習慣病が占める割合が 54.6%であることから、生活習慣病の発症を予防することが必要と考えております。

飛びますけれど、60 ページをお願いします。

目的を健康寿命の延伸といたしまして、重点施策を特定健康診査の受診率の向上、次ページでございますけれども、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少、糖尿病の重症化予防の強化と、3つを掲げております。

特に今回の取り組みの方向性で、60 ページに戻っていただきまして、下の段の四角で囲ってあるところの 4 つ目の黒ちよぼでございます。医師会の協力を得て、生活習慣病治療中の方の検査所見を活用し、特定健康診査の不足する項目を診査する仕組みづくりに取り組みます。

33 ページへお戻りください。

これは、平成 28 年度の健診対象者 1 万 7,192 人のうち、未受診者の方が 1 万 1,742 人見えます。そのうち 7,899 人の方が生活習慣病の治療中の方でございます。この方々のデータを活用して、特定健康診査の項目を加えることで、特定健康診査を受けたということになりますので、それで受診率の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

63 ページをお願いします。

保健事業の実施計画といたしまして、3つの重点施策を進める上で具体的な評価指標に基づき計画を進めてまいります。

なお、計画策定の段階では、アドバイザーとして参加いただいている熊谷医師会長、それから岐阜医療科学大学の船戸教授、可茂保健所の桑原係長からアドバイスを受けて、作成してまいりました。

今後の計画策定スケジュールでございますが、平成 30 年 1 月 10 日から 1 月 31 日までパブリックコメントを実施いたしまして、2月の国民健康保険運営協議会に報告、3月議会に報告をさせていただきます、4月に計画公表となります。

議員の皆様には、計画書をごらんになっていただきまして、気づかれた点がございましたら国保年金課のほうまでお知らせいただくとありがたいと考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、質疑のある方はお願いいたします。

○委員（富田牧子君） これまでも特定健診はずうっと行ってきたわけですけど、これまで行ってきた中で、どれぐらい早くにわかって、救えたと言ったらおかしいですけど、効果の

ほどはどうだったのでしょうか。

○国保年金課長（高木和博君） 資料 10 を見ていただきたいんですけども、概要書の 4. 健康保険の現状と課題というところに、特定健診の実施率と、それから指導の実施率がございますけれども、特定健康診査の実施率は、年々ではございますけれども、微増で上がってきております。何とか実施率の向上を強力に進めて、重症化予防になるようにということで、実施率の向上を目指しております。

○福祉部長（西田清美君） ちょっと補足の説明をさせていただきたいと思います。

本表の 33 ページをちょっとごらんいただきたいと思います。

これは単年度、平成 28 年度の方ですけども、この表の中の一番上、健診対象者が 1 万 7,192 人おります。その中で健診を受けられた方が 5,450 人、その下、この中で生活習慣病を治療してみえる方が 3,880 人で、その下、生活習慣病のコントロール、良、コントロール不良というのは治療しても余り数値が改善されていないという方でございます、これが効果の全てをあらわすものではないんですけども、平成 28 年度の一応特定健診の成果といたしますか、そういう形になっております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） そういう人をスクープして、それで健診、治療につなげるとかいろいろあるんですけど、本当にその項目でどうなのかという、その検証はどうですか。

○国保年金課長（高木和博君） 生活習慣病で治療中の方は、特定健康診査をしなくてもいいという意識が強い方が多いものですから、かかりつけ医の先生方に検査項目が足りない部分を補っていただくということで、特に生活習慣病でやってみえる方で血液検査等のデータが不足しておるところがあるものですから、そういった方のデータ、今受けられておるものにもその不足する項目を入れることによって、特定健康診査を受けたということになるものですから、なおかつ、その先生方に生活習慣病が重症化にならないようにその場でも指導をしていただくということで、医師会のほうへ説明に行って御協力をいただきたいというふうを考えておるんですけども。

○委員（富田牧子君） その意味はわかるんですけど、私が言っているのは、私もこの間、国民健康保険の健診を受けに行きましたけど、あの項目だけで本当に有効なのかという、そこで何か私が聞いていると、いつもいつもその受診率が低いということが本当にきつと頭のところにあって、どうしたら上げられるかということを一生涯懸念考えておられるというのはわかりますけど、そもそもあの項目で本当に対象者の人のいろんな病気が発見できるのか、こぼれはないのか、ずうっと同じような感じでやっていますけど、あれでいいのですかと聞いているわけです。

○福祉部長（西田清美君） 申しわけありません。

73 ページに特定健康診査の検査項目がございまして、これは厚生労働省のほうで定められた項目でございます。

そういう中で、がん検診とかそういったものもやはり受けていただいたほうが良いということもございまして、④のところがございますけれども、健診の実施と案内方法ということ

で、特定健康診査については、その案内書とがんの検診、そうしたものも同時に受けることができるよとということ、今、案内等をしているところでございます、足りているか足りていないかというちょっと専門的な見地のお話は、生活習慣病に関してはこれで足りているという専門家の御意見も伺っておりますけれども、がん検診は別でございますので、ここであわせて御案内をして、2つとも受けていただくように周知しているところでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） 質疑はよろしいですか。

○副委員長（田原理香君） 質問ではないんですが、ただ糖尿病において、実は「みんなの家」では、とうとう病院の看護師さんによる出前講座を受けているところなんですね。月に1回やっています、そもそも糖尿病とはとか、何をふだんから気をつけなきゃいけないかというそもそも論から毎月やり始めてきているんですが、やはり糖尿病に対する皆さんの関心は高く、皆さんいらっしゃって何をやらなきゃいけないかという看護師さんという専門の方からの説明を聞くというところでの予防ということに非常に役立っております。

ちょっと今、そういった専門の看護師さんのそういった出前講座みたいなのがどこかに書いてあるかなあとかと思ったけれど、ちょっとないようなので、そういったものも非常に役立っているの、何かしらもし具体的なものが、必要なところが、もし書くということがあれば、ちょっとお書きになってもいいのかなあとお伝えしたところです。

○国保年金課長（高木和博君） 本編計画の59ページをごらんいただきたいと思うんですが、今回、保健指導で健康増進課の保健師が力を入れていくところが、ヘモグロビンA1cの値が6.0～6.4%の方、555名の方に保健指導を強力に進めようということで、電話勧奨等をして進めてまいります。

計画に載っておるヘモグロビンA1cが5.6～5.9%も一応保健指導の対象としておりまして、それ以上になりますと、もう受診勧奨という方向で、治療が必要というふうで、ターゲットを絞って啓発していこうというふうには本編計画ではなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

質疑がなければ、この件に関しては終了したいと思います、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しては終了いたします。

ここで福祉課長より発言を求められておりますので、お願いします。

○福祉課長（大澤勇雄君） 先ほど富田委員に御質問をいただきました「ばあむ」と、この障がい者計画で、36ページに障がい児の支援体制の整備というところで書いてございますが、児童発達支援センターというものの違いというお話でしたので、まず、「ばあむ」については、市が独自に定める児童発達支援センター以外のものというような形になっておりまして、実際にやっていることは、障がい児の支援とか、そういった面でニアイコールなところで

が、児童発達支援センターになりますと、今回、今のに保育所等訪問支援の整備とか書いてございますが、可児市における成果目標の中で。こういったものが必須となってくるということでございました。それで、またそういった保育所等の専門的な指導とか助言、それからまた児童発達支援センターになると、必須の医療室とか整備の基準等がございまして、そういった管理機能室とか、そういった面の整備が必要となってくるということでございました。

それとあと、また嘱託医とかそういった従事者についても、栄養士、調理員とか、そういったものを置く必要があったりというようなことでございまして、市の現在行われている「ばあむ」自体も、そういった児童発達支援センターのほぼほぼの機能を持っているところなので、今回のこの計画においては、センターと位置づける、要は児童福祉法に基づく児童福祉施設というような形で整備するのではなくて、「ばあむ」で代がえするというところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ここで暫時休憩といたします。以降の議事につきましては委員のみで行いますので、執行部の皆さんは御退席いただきまして結構です。ありがとうございました。

休憩 午後1時37分

---

再開 午後1時39分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項1. 議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

先月の議会報告会におきまして市民の皆様からいただきました意見のうち、教育福祉委員会所管のものを抜粋したものを資料11としてお手元にお配りしております。

その扱いについて、御意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

このまま教育福祉委員会で取り上げて何か研究していくとかというものでも結構ですし、この意見についてはこうしたほうがいいんじゃないかという御意見がありましたらお願いします。

○副委員長（田原理香君） すぐ私どものほうで何かをするというわけではありませんが、やはり気になっているのは、子育て健康プラザの、いかに市民の方々がここを気軽に使えるかということところです。

そういった中で、きょう、途中でも、駐車場においては今後検討されることですが、この議会報告会の実施報告書におきましても、この駐車場のところは書かれていることですので、この駐車場と、それから車のところと、それから子育ての利用をできるようにというふうに書いてありますけど、ここの子育て健康プラザについて、やはり今後その担当の部署ともやはりやりとりをして、まだまだできるまでには膝を突き合わせて話し合うということもあっていいのかなあということは思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見がある方はお願いしたいと思います。

○委員（富田牧子君） これって、いろいろ出てきましたよね。それに対して、お答えをどうします、こうしますという話は、議会報告会のときってどのように言っていたんでしょう。例えばホームページに載せて答えを出すとか、何かそんなことも言っていたような気がするんですけど、そうすると何かどれかだけピックアップしてどうのこうのという話でいいのかなあと思うんですが、ちょっと自分としてもわからないのでお聞きしているんですけど。

○委員長（伊藤 壽君） 暫時休憩とします。

休憩 午後 1 時 41 分

再開 午後 1 時 46 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

当委員会として今後課題として取り上げていくような事項があれば、この中から意見をいただければというふうに思います。

意見のある方は発言をお願いしたいと思います。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

そうしましたら、1点意見が出ました子育て健康プラザについてということで、もう少し、この中で意見をいただきましたので、これにつきまして、引き続き本委員会としても、前期の委員会から継続して注視していくようにということで引き継いでおります。さらに引き続き、今後、開館が5月ということなので、それに向けてもですが、それ以降についても、運用等につきまして、さらに注視していくと。必要があれば、執行部のほうから説明を求めたり、当委員会として現地を把握するというようなことで取り組んでまいりたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、この件についてはそうさせていただきます。

もう一つ、議会報告会の件ですが、これらの出た意見を参考にして、次回以降の議会報告会でのテーマ、これについて御意見があれば伺って実施会議のほうへ提案してまいりたいというふうに思いますので、意見がありましたらよろしくをお願いします。

前回の議会報告会では、公民館のコミュニティセンター化についてをテーマにしましたが、次の議会報告会ですね、このときのテーマについて、これをテーマにしたほうがいいんじゃないかというような案がございましたら御提案をお願いしたいと思います。

○副委員長（田原理香君） これは、別に資料に書かれているものでなくてもいいですよ。

○委員長（伊藤 壽君） いいです。

○副委員長（田原理香君） 先日、富田委員からは図書館における質問もございましたが、これは別に図書館というところで、いろんな空き家を利用しての図書館もありますし、図書を利用しての人等の行き来とか、地区センターのこともあるかもしれませんが、この図書館というところにおいて議会報告会の中で話し合いができれば、皆様から御意見を聞けたら

なあと思います。

というのは、やっぱり図書ということにおいて、お茶を飲んだりとかいろんな行き来があって、人とのつながりもできてということもあるので、あと図書ということは非常に子供さんにおいても大事なことなので、ちょっと今後図書をめぐって、どういうふうにしてそれをつくっていくかということ、ちょっと御意見のやりとりができればなあと思っています。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見のある方はお願いいたしたいと思います。

○副委員長（田原理香君） それとも、空き家の活用ですね。地域の中でいっぱい空き家があって、これをどうしていこうねといったときに、サロンばかりじゃなくて、おおよそのところですけど、若い人たちがこれをコーヒー屋さんにするとか、それから何か自分たちがつくった物を販売する場にするとか、いろんな地域の人たちならでは若い人たちの出てくるところ、それから、何か音楽が聞けるとか、いろんなことが今あちこちであるんですけど、この空き家の活用において、地域の方からの御意見が、アイデアがあればなあとというところで一つ提案です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかの委員の方で御提案があれば御意見をいただきたいと思いますが。

当委員会の所管事項の中で何かテーマというのは、どなたか意見はございますか。

○副委員長（田原理香君） 済みません、教育福祉のテーマでしたね。失礼しました。

○委員長（伊藤 壽君） いや、そういう意見もということで結構ですが、所管事項でもあれば。

ちょうど次回の議会報告会の際には子育て健康プラザも開館したところになるかと思いますが。

済みません、ちょっとお聞きしたいので、山田委員、いかがですか。山田委員、何かありますか。

○委員（山田喜弘君） ちょっと暫時休憩して。

○委員長（伊藤 壽君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 52 分

---

再開 午後 1 時 56 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会報告会のテーマについて協議していただきまして、意見をいただきましたが、現在 2 点ほど出ております。図書館についてと、それから空き家の活用についてですが、この 2 点を議会報告会の実施会議のほうへ報告するというところでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

では、この 2 件を報告させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、この件に関しては終了いたします。

続いて、協議事項、委員会の視察についてを議題といたします。

候補地として考えておりました和光市ですが、ここを視察先に依頼しましたら、今年度は受け入れをしないということでしたので、また新たに候補地を決めていく必要ができました。

候補地について、ありましたら御意見をいただきたいというふうに思います。

何か御意見はございますか。

田原副委員長が何か提案、まとめてあるようなので、ちょっと意見をいただければと。

○副委員長（田原理香君） 和光市を最初にどうですかという話だったので、当然頭は関東のほうに行っておりました。

1つ、埼玉県の川越市ですと、とにかく認知症支援対策の推進ということで、認知症といえばこの埼玉県の川越市ということで、認知症の人と家族を地域で支えるというところでの埼玉県の川越市。それから、もう一つ関東で、千葉県の柏市。これは行政と、柏市はもうこういったことで有名なんですけれども、行政と医師会の協働による在宅医療の推進と医療・介護連携。それから、千葉県の流山市。これは、地域包括支援センターの方からの御紹介もあるんですけど、利用券を発行・利用して、ボランティアがサービスを提供する市民助け合いネットの活動と。それから、先日、山田委員のほうから健やかな成長を支援する子どもの居場所事業「eーりびんぐ」、それが江戸川区。それから、もう一つ東京ですけれども、東京の練馬区の総合事業において緩和をして支援をする、要支援1・2の方々に支援をするのに資格がいるんですが、資格において緩和をして事業所の中に所属していくというやり方の総合事業をやっております東京都練馬区といった5カ所がございます。提案です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ただいま田原副委員長のほうから提案がありましたが、これに関していかがでしょう。

もしまだほかに御提案があれば、お聞きしたいと思いますが。

〔「ほかにはないので、お任せしたいです」の声あり〕

そうしたら、基本的にただいま提案がありました5カ所の中で、相手方の都合もありますし、日程等の調整もありますので、正・副委員長で調整しまして再度皆様方にお知らせするというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

せっかくですので、最低3カ所ぐらいお邪魔したいなあというふうには考えておりますし、1泊2日というような研修で今のところ考えておりますが、そのようなことでよろしいか、もし御意見があればこの件に関しても意見をいただきたいと思います。

どうでしょう、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

では、正・副委員長で検討して、また皆様メール等でお知らせしたいと思っておりますのでよろしくします。

あと日程ですが、日程の調整表というのはお手元のほうに行っていない……。

〔「行っていないです」の声あり〕

失礼しました。

できれば、今年度中といたしますと来月の1月の半ばから2月の半ばぐらいまでしかないと思いますので、大変厳しい日程なんですけど、ここのあたりで。

今決めたほうがいいですか。

○議会事務局書記（服部賢介君） 一応この前伺ったときに、亀谷さんと山田さんからは、だめな日は聞いていますが。

〔発言する者あり〕

○委員長（伊藤 壽君） そうしましたら、暫時休憩といたします。

休憩 午後2時03分

---

再開 午後2時06分

○委員長（伊藤 壽君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは日程につきましては、平成30年1月の29、30、31日、このあたりで相手方と調整してみます。では、よろしくお願いいたします。

それでは、この件については終了いたします。

以上で本日の案件は全て終わりました。

そのほかに何かありましたら、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後2時06分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 12 月 12 日

可児市教育福祉委員会委員長